

一般廃棄物（生活排水）処理基本計画
【中間見直し】

第2回廃棄物等審議会資料
（生活排水処理の現状と課題について）

令和3年10月

鳥取市・岩美町・若桜町・智頭町・八頭町
鳥取県東部広域行政管理組合

: 今回ご報告する範囲

～ 目 次 ～

第1章 計画の枠組み	1
1. 計画策定の目的	1
2. 計画の位置付け	2
3. 目標年次	3
第2章 生活排水処理の現状と課題	4
1. 生活排水処理の現状	4
2. 生活排水処理施設の整備概況	10
3. し尿及び浄化槽汚泥の処理に係る経費	15
4. 生活排水処理の課題	16
第3章 計画の基本方針	19
1. 生活排水処理に係る理念	19
2. 生活排水処理の基本方針	19
第4章 具体的施策の展開 ＜取組み状況等について＞	20
1. 施策体系	20
2. 住民・事業者・行政の協働による生活排水処理の推進	21
3. 生活排水処理の促進	24
4. 生活排水処理施設の適正な維持管理	31
第5章 生活排水処理基本計画	32
1. 生活排水の処理主体	32
2. 生活排水の処理計画	33
3. し尿・汚泥の処理計画	34
4. その他生活排水の処理に関し必要な事項	38
参 考 資 料	39
1. 位置・気象	40
2. 人口動態	43
3. 産業の動向	45
4. 市町の総合計画	59
5. 水環境、水質保全に関する状況	60
6. 生活排水処理施設 終末処理場ごとの概要（令和3年3月31日時点）	66
7. 行政区域内人口の推計	78
8. 生活排水処理形態別人口、し尿及び浄化槽汚泥量の推計	86
9. 集計表	101
10. 用語の解説	108

第1章 計画の枠組み

1. 計画策定の目的

1) 生活排水処理の体制

鳥取県東部圏域（以下「本圏域」といいます。）を構成する1市4町（鳥取市・岩美町・智頭町・若桜町・八頭町、以下、「構成市町」といいます。）における生活排水処理は、公共下水道事業の整備、小型浄化槽設置の促進、集落排水事業の整備等を実施することで、適正な処理を推進しています。



因幡浄苑の外観

また、構成市町から発生するし尿及び浄化槽汚泥（コミュニティ・プラント汚泥を含む。以下同じ。）、集落排水汚泥は、鳥取県東部広域行政管理組合（以下、「本組合」といいます。）が管理するし尿処理施設「因幡浄苑」で処理を行っています。

し尿及び浄化槽汚泥、集落排水汚泥は、直接投入及び各地域に設置された中継所を経由して、し尿処理施設「因幡浄苑」へ投入しています。

2) これからの生活排水処理

主要河川である千代川をはじめとする本圏域内の水環境は、生活排水の適正処理を推進してきたことにより、良好に保たれています。これからは、人口減少等の社会情勢や生活排水処理の課題を踏まえて、より計画的に生活排水処理を推進することで、良好な水環境を維持していく必要があります。

そのため、構成市町では計画的な集合処理施設等の整備と接続（水洗化）を促進する必要があります。

また、し尿処理施設「因幡浄苑」では、供用開始から21年（令和3年3月末時点）が経過し、老朽化が見られ、今後その進行が予測されます。さらに、水洗化率の向上に伴うし尿投入量の減少、及び家庭・事業所の浄化槽設置等による浄化槽汚泥、集落排水汚泥投入量の増加が見られることから、汚泥の性状変化に対応することも必要です。

3) 計画策定の目的

生活排水処理基本計画（以下、「本計画」といいます。）は、本圏域の良好な水環境を維持するため、下水道や浄化槽などの現況や課題、将来計画に配慮した生活排水の処理と施策の方針を定めることを目的とします。

2. 計画の位置付け

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」といいます。）第 6 条第 1 項の規定により、自治体は、その域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」といいます。）を定めることとされています。

一般廃棄物処理計画は、ごみ処理基本計画と生活排水処理基本計画で構成されています。

本計画は、このうち生活排水処理基本計画に該当するものであり、「生活排水処理基本計画策定指針」（平成 2 年 10 月 8 日付衛環第 200 号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知）に基づいて、本圏域における生活排水処理の基本方針を策定します。

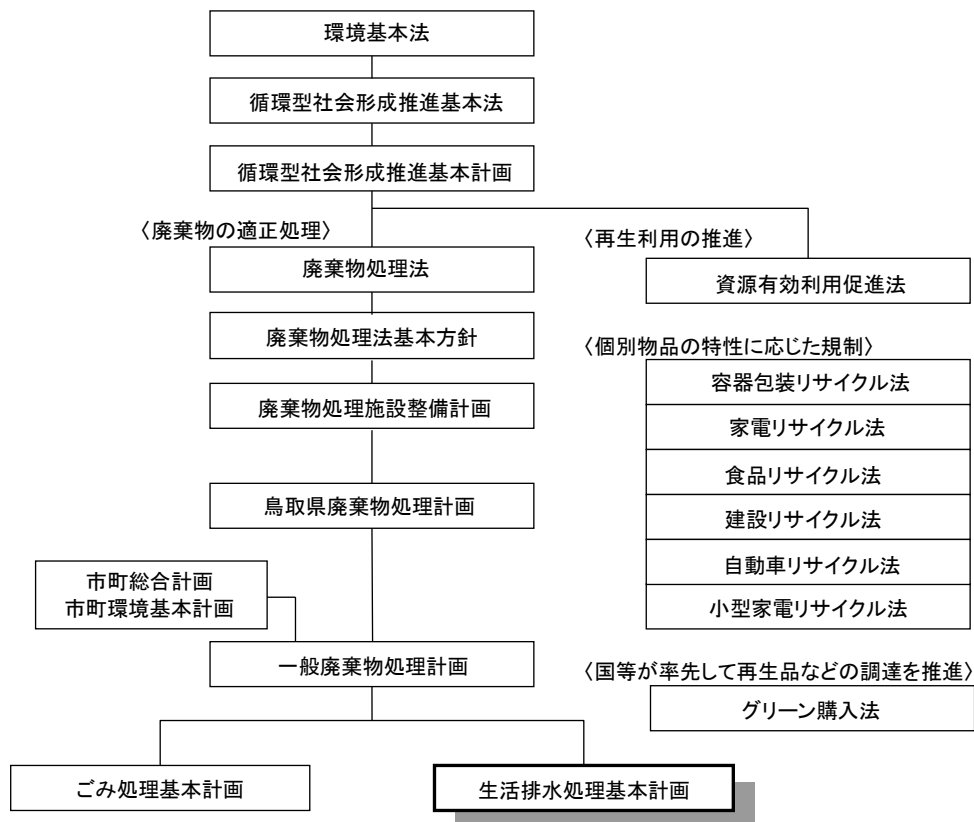


図 1 計画の位置付け

3. 目標年次

本圏域では、前生活排水処理基本計画(以下、「前計画」といいます。)を平成28年5月に策定し、平成28年度を初年度、令和12年度(平成42年度)を目標年度としています。

本計画では、前計画の策定から6ヵ年が経過するにあたり、計画の中間見直しを行いました。

本計画の目標年は、前計画と同様に令和12年度とし、概ね5年ごとに改訂するほか、計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合は見直しを行うものとします。

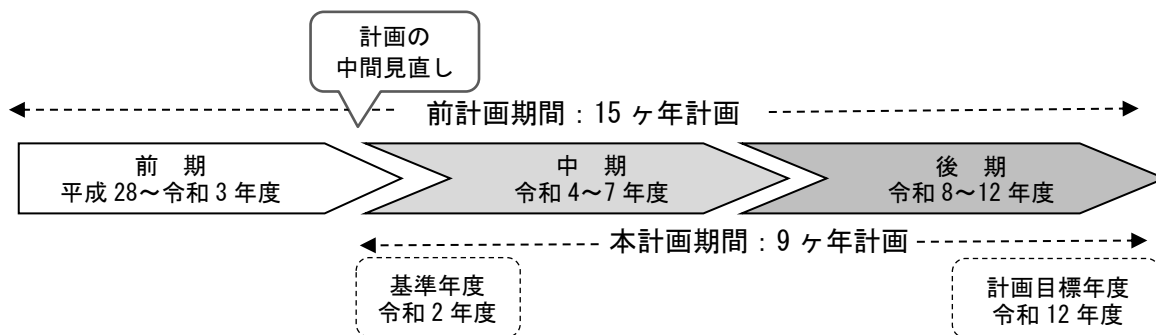


図2 計画期間

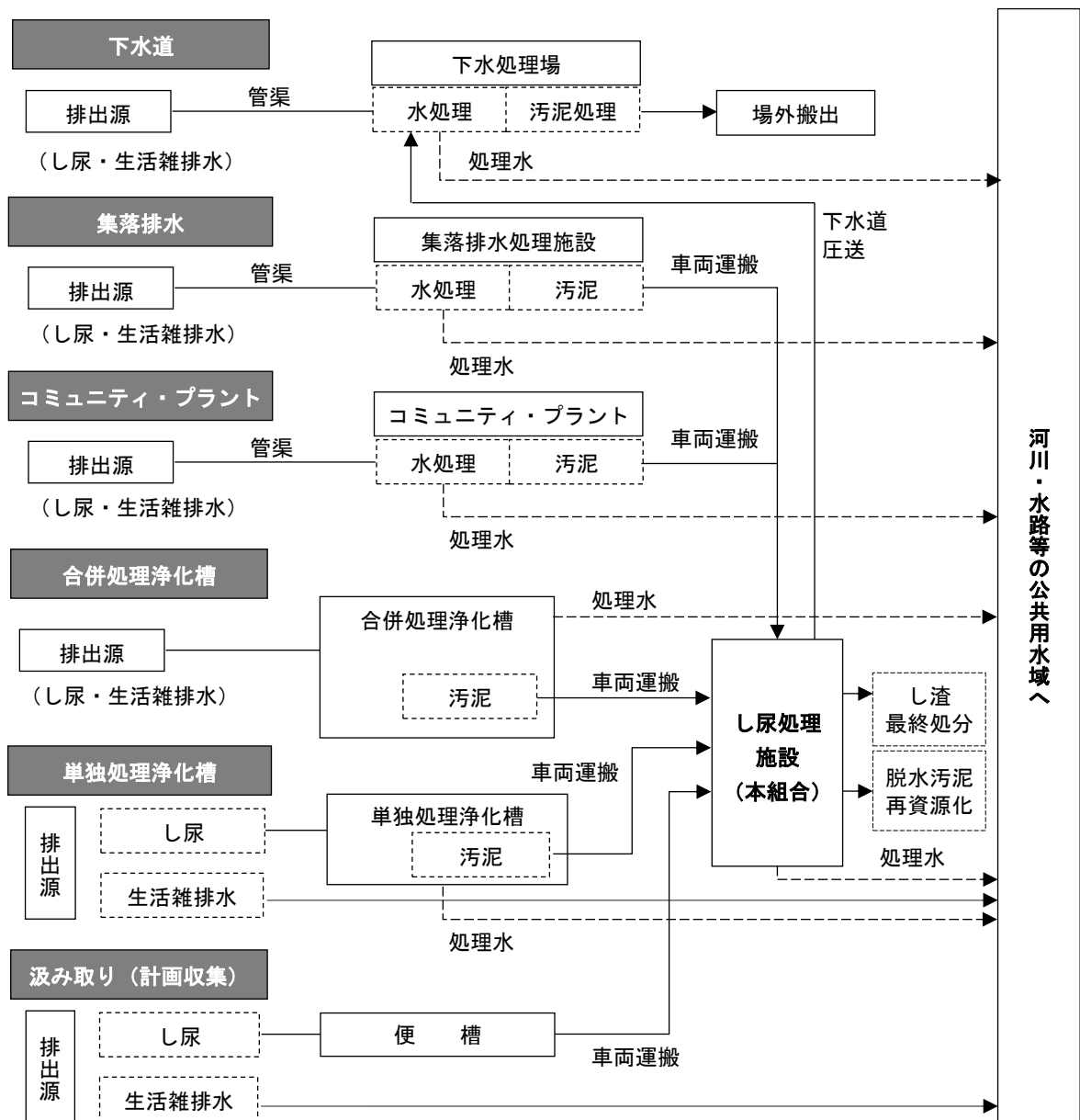
第2章 生活排水処理の現状と課題

1. 生活排水処理の現状

1) 生活排水処理フロー

生活排水の処理は、公共下水道に接続している場合や浄化槽を設置している場合など、世帯によって処理の流れが異なります。

単独処理浄化槽及びし尿汲み取り便槽を設置している世帯では、生活雑排水が未処理のまま河川・水路等の公共水域へ放流されています。



※汲み取り（計画収集）のし尿、及び単独処理浄化槽汚泥、合併処理浄化槽汚泥、コミュニティ・プラント汚泥は中継所を経由して、し尿処理施設に投入しています。なお、旧鳥取市地域・鳥取市国府町地域の汲み取り（計画収集）のし尿及び単独処理浄化槽汚泥、合併処理浄化槽汚泥は直接し尿処理施設に投入されています。

図 3 生活排水の処理の流れ

2) 生活排水処理形態別人口

(1) 生活排水処理形態別人口の実績

本圏域の生活排水処理形態別人口は、表 1、図 4 のとおりであり、令和 2 年度において、生活排水処理率が 94.1%となっています。なお、構成市町の生活排水処理人口は表 2 のとおりです。

表 1 本圏域の生活排水処理形態別人口

項目	H28	H29	H30	R1	R2
	H29. 3. 31	H30. 3. 31	H31. 3. 31	R2. 3. 31	R3. 3. 31
生活排水処理人口	213,585 人	212,225 人	210,037 人	210,180 人	209,549 人
公共下水道	143,720 人	143,697 人	144,007 人	144,338 人	145,034 人
特環下水道	18,149 人	17,855 人	17,581 人	18,036 人	17,859 人
農業集落排水施設	41,731 人	41,391 人	40,198 人	39,641 人	38,781 人
漁業集落排水施設	2,141 人	2,106 人	2,070 人	1,963 人	1,901 人
林業集落排水施設	74 人	74 人	70 人	70 人	65 人
コミュニティ・プラント	414 人	413 人	413 人	409 人	409 人
合併処理浄化槽	7,356 人	6,689 人	5,698 人	5,723 人	5,500 人
生活排水未処理人口	16,750 人	16,011 人	16,111 人	14,171 人	13,146 人
単独処理浄化槽	5,172 人	4,967 人	5,038 人	4,493 人	4,223 人
計画収集	10,884 人	10,378 人	10,381 人	9,083 人	8,375 人
自家処理	694 人	666 人	692 人	595 人	548 人
合計（行政区内人口）	230,335 人	228,236 人	226,148 人	224,351 人	222,695 人
生活排水処理率	92.7%	93.0%	92.9%	93.7%	94.1%

※行政区内人口は、住民基本台帳（3月31日付、外国人登録人口含む）とした。

※生活排水処理率＝生活排水処理人口÷行政区内人口

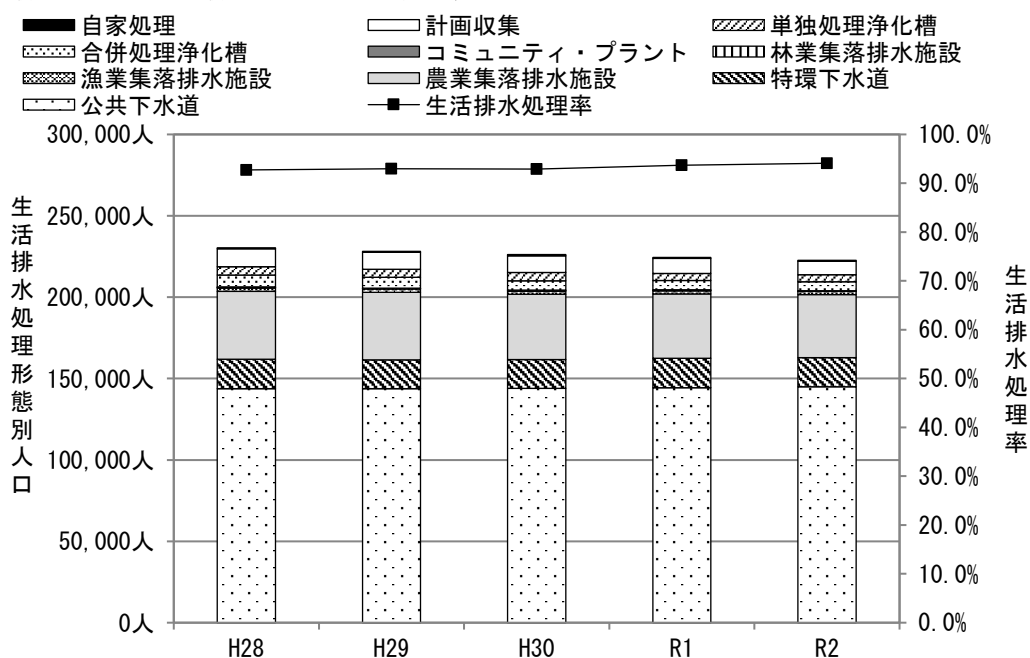


図 4 本圏域の生活排水処理形態別人口

表 2 構成市町の生活排水処理形態別人口（令和 2 年度）

項目	鳥取市	岩美町	若桜町	智頭町	八頭町
生活排水処理人口	175,696 人	10,309 人	2,746 人	5,314 人	15,484 人
公共下水道	131,741 人	7,996 人	—	—	5,297 人
特環下水道	11,753 人	—	2,282 人	2,549 人	1,275 人
農業集落排水施設	26,857 人	304 人	441 人	2,374 人	8,805 人
漁業集落排水施設	1,379 人	522 人	—	—	—
林業集落排水施設	65 人	—	—	—	—
コミュニティ・プラント	409 人	—	—	—	—
合併処理浄化槽	3,492 人	1,487 人	23 人	391 人	107 人
生活排水未処理人口	9,461 人	910 人	274 人	1,348 人	1,153 人
単独処理浄化槽	2,824 人	483 人	104 人	584 人	228 人
計画収集	6,089 人	427 人	170 人	764 人	925 人
自家処理	548 人	0 人	0 人	0 人	0 人
合計（行政区域内人口）	185,157 人	11,219 人	3,020 人	6,662 人	16,637 人
生活排水処理率	94.9%	91.9%	90.9%	79.8%	93.1%

※行政区域内人口は、住民基本台帳（3月31日付、外国人登録人口含む）とした。

※生活排水処理率＝生活排水処理人口÷行政区域内人口

（2）汚水処理人口（生活排水処理）普及率の進捗状況

汚水処理人口（生活排水処理）普及率とは、行政区域内人口に対する集合処理施設の水
洗化人口と合併処理浄化槽設置人口の合計の割合です（生活排水処理率と同様）。本圏域
の汚水処理人口普及率は、全国平均を上回りますが、鳥取県平均をやや下回っています。

表 3 汚水処理人口普及率（令和元年度）

項目	本圏域	鳥取県	全国
行政区域内人口	224,351 人	558 千人	126,843 千人
汚水処理人口	210,180 人	529 千人	116,361 千人
処理区域内水洗化人口	204,457 人	499 千人	104,614 千人
公共下水道	144,338 人	404 千人	101,131 千人
特定環境保全公共下水道	18,036 人		
農業集落排水施設	39,641 人	95 千人	3,287 千人
漁業集落排水施設	1,963 人		
林業集落排水施設	70 人		
コミュニティ・プラント	409 人	0 千人	196 千人
合併処理浄化槽	5,723 人	30 千人	11,746 千人
汚水処理人口普及率	93.7%	94.8%	91.7%

※鳥取県、全国の出典：国交省資料「令和元年度末の汚水処理人口普及状況について」

（整備人口は四捨五入を行っているため、合計が合わないことがある）

※汚水処理人口普及率は、次式により算出される。

「下水道、集落排水施設、浄化槽及びコミュニティ・プラントの処理区域内人口÷行政区域内人口」

3) し尿及び浄化槽汚泥、集落排水汚泥量

(1) し尿及び浄化槽汚泥、集落排水汚泥量の実績

本圏域内のし尿及び浄化槽汚泥、集落排水汚泥量は、表 4、図 5 のとおりであり、全体的に減少傾向にあります。構成市町のし尿及び浄化槽汚泥、集落排水汚泥量は、表 5 のとおりです。

表 4 本圏域のし尿及び浄化槽汚泥量

項目	H28	H29	H30	R1	R2
汲み取りし尿	8,528 k1	9,173 k1	5,204 k1	4,709 k1	4,366 k1
単独処理浄化槽汚泥	3,909 k1	4,007 k1	4,496 k1	3,826 k1	3,776 k1
合併処理浄化槽汚泥	9,853 k1	9,641 k1	9,274 k1	8,757 k1	8,951 k1
コミュニティ・プラント汚泥	126 k1	126 k1	126 k1	119 k1	126 k1
農業集落排水汚泥	23,089 k1	22,971 k1	22,593 k1	22,321 k1	22,212 k1
漁業集落排水汚泥	414 k1	441 k1	450 k1	432 k1	441 k1
林業集落排水汚泥	18 k1	18 k1	18 k1	18 k1	18 k1
合計	45,937 k1	46,377 k1	42,161 k1	40,182 k1	39,890 k1

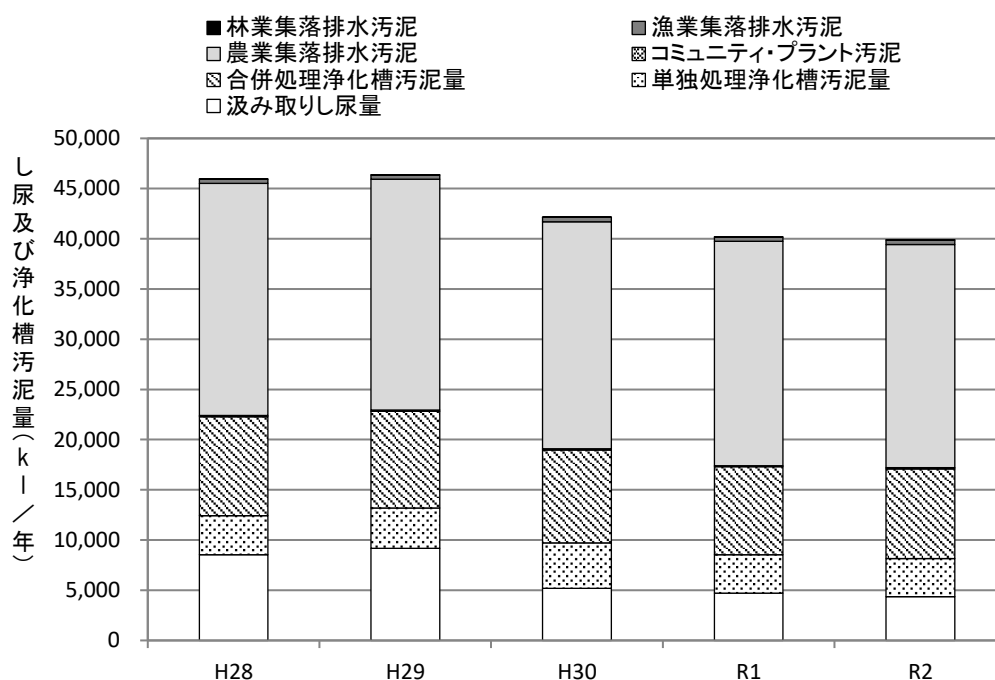


図 5 本圏域のし尿及び浄化槽汚泥、集落排水汚泥量

表 5 構成市町のし尿及び浄化槽汚泥、集落排水汚泥量（令和 2 年度）

項 目	鳥取市	岩美町	若桜町	智頭町	八頭町
汲み取りし尿	2,855 k1	336 k1	135 k1	640 k1	400 k1
単独処理浄化槽汚泥	2,309 k1	504 k1	74 k1	481 k1	408 k1
合併処理浄化槽汚泥	6,717 k1	1,409 k1	38 k1	338 k1	449 k1
コミュニティ・プラント汚泥	126 k1	—	—	—	—
農業集落排水汚泥	16,351 k1	153 k1	135 k1	1,078 k1	4,495 k1
漁業集落排水汚泥	72 k1	369 k1	—	—	—
林業集落排水汚泥	18 k1	—	—	—	—
合 計	28,448 k1	2,771 k1	382 k1	2,537 k1	5,752 k1

(2) し尿及び浄化槽汚泥、集落排水汚泥の運搬

し尿及び浄化槽汚泥、集落排水汚泥の運搬は、本圏域内 7 ヶ所に設置されている中継所を利用して、運搬効率を高めています。

し尿及び浄化槽汚泥は、収集運搬許可業者がし尿処理施設に直接投入しています。および、委託業者が中継所を経由し、し尿処理施設に投入しています。

集落排水汚泥は、収集運搬許可業者及び委託業者が各集落排水施設から中継所まで収集運搬しています。さらに、中継所からし尿処理施設への運搬は、鳥取市及び本組合の委託業者が行っています。

表 6 構成市町の収集車及び許可業者数

市 町	収集車（バキューム車）		収集運搬許可業者数
	台数	運搬量	
鳥取市	27 台	85 k1	4 社
岩美町	4 台	9 k1	2 社
若桜町	3 台	14 k1	1 社
智頭町	6 台	20 k1	1 社
八頭町	6 台	20 k1	1 社

※出典：令和元年度一般廃棄物処理実態調査（環境省）

表 7 中継所の概要

中継所	中継所に搬入する市町	槽容量	中継所から 因幡浄苑までの距離
岩美中継所	岩美町	130 k1	15.0 km
福部中継所	鳥取市（福部町）	60 k1	7.0 km
気高中継所	鳥取市（青谷町、鹿野町、気高町）	125 k1	14.5 km
用瀬中継所	鳥取市（用瀬町、佐治町）	100 k1	27.0 km
智頭中継所	智頭町	50 k1	35.0 km
郡家中継所	若桜町、八頭町	78 k1	18.0 km
河原中継所	鳥取市（河原町）	36 k1	17.0 km

2. 生活排水処理施設の整備概況

1) 本圏域内の生活排水処理施設

生活排水処理施設は、公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、コミュニティ・プラント、住民・事業者が設置・管理する合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽があります。また、汲み取りし尿と浄化槽汚泥（集落排水汚泥含む）を処理する本組合が管理するし尿処理施設があります。

2) 公共下水道

本圏域内の公共下水道は、鳥取市に3ヶ所、岩美町に2ヶ所、八頭町に1ヶ所整備されています。公共下水道の整備率は、鳥取市は約87%、岩美町は約99%以上であり、八頭町では、既に整備が完了しています。

表 8 公共下水道整備状況

項目	鳥取市	岩美町	八頭町
供用開始年月日	S43. 11. 19	H7. 4. 1	H7. 4. 1
全体計画人口	139,050 人	8,480 人	5,180 人
処理区域内人口	140,942 人	8,761 人	5,650 人
全体計画面積	3,559 ha	334 ha	193ha
処理区域内面積	3,084 ha	331 ha	193ha
整備率	86.7 %	99.2 %	100.0%
終末処理場ヶ所数	3ヶ所	2ヶ所	1ヶ所

※令和3年3月31日時点

※整備率＝処理区域内面積÷全体計画面積

3) 特定環境保全公共下水道

本圏域内の特定環境保全公共下水道は、鳥取市に6ヶ所、若桜町に2ヶ所、智頭町に1ヶ所、八頭町に1ヶ所整備されています。特定環境保全公共下水道の整備率は、鳥取市は約93%であり、若桜町・智頭町・八頭町では、既に整備が完了しています。

表 9 特定環境保全公共下水道整備状況

項目	鳥取市	若桜町	智頭町	八頭町
供用開始年月日	H8. 4. 1	H10. 4. 1	H12. 4. 1	H10. 4. 1
全体計画人口	13,910 人	3,970 人	4,060 人	1,090 人
処理区域内人口	12,423 人	2,457 人	3,184 人	1,402 人
全体計画面積	532 ha	126 ha	124 ha	55 ha
処理区域内面積	497 ha	126 ha	124 ha	55 ha
整備率	93.4 %	100.0 %	100.0 %	100.0 %
終末処理場ヶ所数	6ヶ所	2ヶ所	1ヶ所	1ヶ所

※令和3年3月31日時点

※整備率＝処理区域内面積÷全体計画面積

4) 農業集落排水施設

本圏域内の農業集落排水施設は、鳥取市に57ヶ所、岩美町に1ヶ所、若桜町に2ヶ所、智頭町に5ヶ所、八頭町に13ヶ所整備されています。農業集落排水施設の整備率は、鳥取市はほぼ100%であり、岩美町・若桜町・智頭町・八頭町では、既に整備が完了しています。

表 10 農業集落排水施設整備状況

項目	鳥取市	岩美町	若桜町	智頭町	八頭町
供用開始年月日	S61. 11. 1	H14. 1. 15	H11. 4. 1	H9. 4. 21	H5. 4. 1
計画人口	51,800 人	570 人	1,200 人	5,350 人	14,880 人
処理区域内人口	28,108 人	314 人	472 人	2,987 人	9,585 人
計画面積	4,203 ha	25 ha	84 ha	530 ha	1,244 ha
処理区域内面積	4,180 ha	25 ha	84 ha	530 ha	1,244 ha
整備率	99.5 %	100.0 %	100.0 %	100.0 %	100.0 %
終末処理場ヶ所数	57 ヶ所	1 ヶ所	2 ヶ所	5 ヶ所	13 ヶ所

※令和3年3月31日時点

※整備率＝処理区域内面積÷計画面積

5) 漁業集落排水施設

本圏域内の漁業集落排水施設は、鳥取市に1ヶ所、岩美町に1ヶ所整備されています。漁業集落排水施設の整備率は、100%となっています。

表 11 漁業集落排水施設整備状況

項目	鳥取市	岩美町
供用開始年月日	H6. 5. 1	H12. 4. 1
計画人口	1,860 人 (420 人)	960 人
処理区域内人口	1,427 人	544 人
計画面積	45 ha	35 ha
処理区域内面積	45 ha	35 ha
整備率	100.0 %	100.0 %
終末処理場ヶ所数	1 ヶ所	1 ヶ所

※令和3年3月31日時点

※整備率＝処理区域内面積÷計画面積

※鳥取市の計画人口：()内は、公共下水道へ接続済の処理区を除いた数値

6) 林業集落排水施設

本圏域内の林業集落排水施設は、鳥取市に1ヶ所整備されています。林業集落排水施設の整備率は、100%となっています。

表 12 林業集落排水施設整備状況

項目	鳥取市
供用開始年月日	H10.7.1
計画人口	150 人
処理区域内人口	65 人
計画面積	14 ha
処理区域内面積	14 ha
整備率	100.0 %
終末処理場ヶ所数	1ヶ所

※令和3年3月31日時点

※整備率=処理区域内面積÷全体計画面積

7) コミュニティ・プラント

本圏域内のコミュニティ・プラントは、鳥取市に1ヶ所整備されています。

表 13 コミュニティ・プラントの概要

項目	概要
施設名称	鳥取市青谷町栄町コミュニティ・プラント
所在地	鳥取市青谷町栄町 387-5
供用開始	平成7年
計画最大汚水量	264 m ³ /日
処理方式	接触ばっ気

8) 合併処理浄化槽

合併処理浄化槽は住民・事業者、行政（鳥取市）により個別に設置されています。

構成市町における浄化槽の整備実績は表 14 のとおりであり、令和 2 年度末において、本圏域で 1,962 基(処理人口 5,504 人)整備しています。

また、各市町では、浄化槽の設置に対して、現在は浄化槽設置整備事業による補助金を交付しています。

表 14 構成市町における浄化槽の整備実績

市 町	事業名	令和 2 年度	
		設置基数	処理人口
鳥取市	個人設置型浄化槽	447 基	1,099 人
	浄化槽設置整備事業	742 基	2,294 人
	浄化槽市町村整備推進事業	37 基	99 人
岩美町	個人設置型浄化槽	-	-
	浄化槽設置整備事業	560 基	1,487 人
	浄化槽市町村整備推進事業	-	-
若桜町	個人設置型浄化槽	1 基	2 人
	浄化槽設置整備事業	13 基	25 人
	浄化槽市町村整備推進事業	-	-
智頭町	個人設置型浄化槽	4 基	18 人
	浄化槽設置整備事業	95 基	373 人
	浄化槽市町村整備推進事業	-	-
八頭町	個人設置型浄化槽	1 基	2 人
	浄化槽設置整備事業	62 基	105 人
	浄化槽市町村整備推進事業	-	-
合計	個人設置型浄化槽	453 基	1,121 人
	浄化槽設置整備事業	1,472 基	4,284 人
	浄化槽市町村整備推進事業	37 基	99 人

※個人設置型浄化槽：各市町の住民が、個別に設置した(補助金の交付がない)浄化槽

※鳥取市では、現在、浄化槽市町村整備推進事業による浄化槽の整備を行っていない。

※出典：市町資料

9) し尿処理施設

し尿処理施設は、し尿汲み取り便槽を設置している世帯からの汲み取りし尿と、単独または合併処理浄化槽を設置している世帯からの浄化槽汚泥、及び農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、コミュニティ・プラントで発生した汚泥を処理しています。また、本圏域内7ヶ所に設置されている中継所を利用して、収集効率を高めています。

表 15 し尿処理施設の概要

項目	概要
施設名称	因幡浄苑
所在地	鳥取県鳥取市秋里 1037 番地 1
供用開始	平成 12 年 4 月
処理能力	し尿、浄化槽汚泥 : 150 k1/日 (うち 50 k1/日 は下水道圧送) 集落排水汚泥 : 50 k1/日 計 : 200 k1/日
処理方式	膜分離高負荷脱窒素処理 + 高度処理 (凝集膜分離 + 活性炭吸着)
汚泥処理	余剰汚泥、凝集汚泥、集排汚泥→貯留→脱水 脱水汚泥→再資源化 脱水し渣→場外処理

※現在は処理量が減少しているため、下水道圧送を行っていない。

3. し尿及び浄化槽汚泥の処理に係る経費

本圏域では、し尿等の処理を本圏域のし尿処理施設で行い、し尿処理施設から発生する脱水汚泥の再資源化は民間業者へ委託しています。

本圏域のし尿及び浄化槽汚泥（集落排水汚泥を含む）の処理に係る経費は表 16 のとおりであり、過去5年間の推移をみると、し尿等の処理費及び脱水汚泥の再資源化に係る経費は、概ね一定で推移しています。

また、施設の補修費について、し尿等の適正処理を今後も継続するため、令和元年及び令和2年度に、老朽化した設備の補修工事を実施しました。

表 16 し尿及び浄化槽汚泥の処理に係る経費

項目	H28	H29	H30	R1	R2
し尿等の処理費	254,754 千円	255,046 千円	232,942 千円	241,691 千円	243,612 千円
脱水汚泥の再資源化費	32,857 千円	30,693 千円	27,304 千円	26,458 千円	28,759 千円
し尿処理施設の補修費	-	-	-	80,300 千円	82,744 千円
合計	287,611 千円	285,739 千円	260,246 千円	348,449 千円	355,115 千円

※出典：本組合決算額

※し尿等の処理費は、し尿処理施設における処理費

※脱水汚泥の再資源化費は、民間業者への処理委託費

※し尿処理施設の補修費は、し尿処理施設における主要設備の補修費

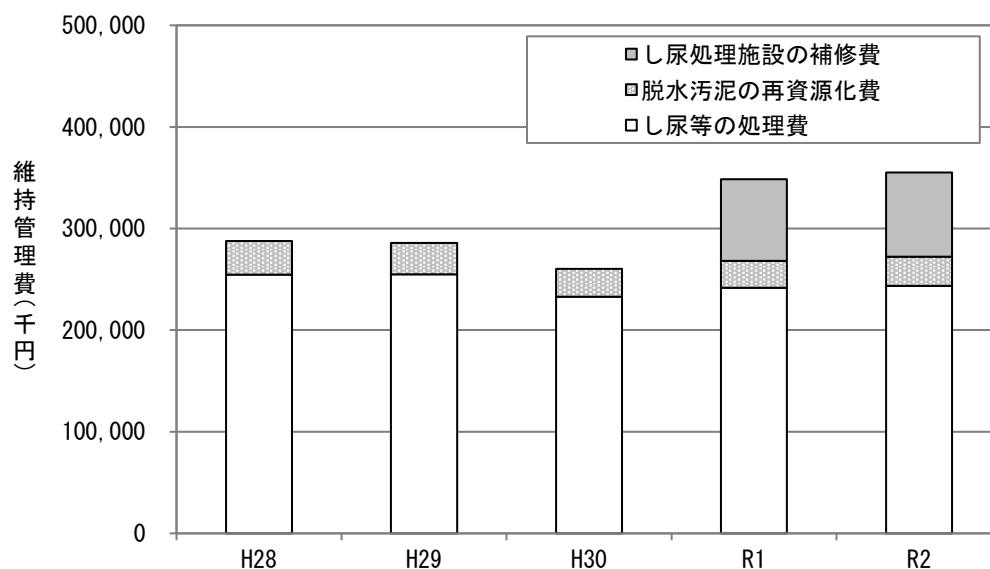


図 6 し尿及び浄化槽汚泥の処理に係る経費

4. 生活排水処理の課題

本圏域の生活排水処理における課題としては、現状を踏まえると、生活排水未処理世帯の解消に向けた対応、し尿処理施設の老朽化、浄化槽の点検、清掃、法定検査の未実施、生活排水処理の適正化等の課題があります。

1) 生活排水未処理世帯の解消に向けた対応

【課題に対する現在の状況】

本圏域の前計画(平成28年5月策定)では、生活排水処理率の目標を計画目標年の令和12年度末において96.2%、中間目標年の令和2年度末において94.0%と設定しました。

本圏域の令和2年度末の生活排水処理率は94.1%であり、中間目標年における計画目標を達成しています。

【今後の課題】

残りの約6%の人口については、生活雑排水を未処理で公共用水域に排水しているため、今後も引き続き、生活雑排水未処理世帯を対象に、公共下水道などの集合処理施設への接続や合併処理浄化槽への切り替えを進める必要があります。

また、公共下水道が未整備の区域については、今後も引き続き、合併処理浄化槽の設置あるいは単独処理浄化槽からの切り替えを促す必要があります。

2) し尿処理施設の老朽化

【課題に対する現在の状況】

本組合のし尿処理施設は、これまで適正に維持管理を行ってきましたが、竣工から21年(令和3年3月末時点)が経過しており、老朽化が見られることから、設備状況を踏まえた補修を行う必要があり、令和元年度から令和2年度にかけて基幹的な設備となる凝集膜装置(3台)の修繕等を行うなど老朽化対策を実施しています。

【今後の課題】

今後は、適正な維持管理を継続するとともに、適切な時期に今後のし尿処理方針を検討する必要があります。

また、本圏域では、今後も引き続き、合併処理浄化槽の整備による汲み取りし尿量の減少、及び浄化槽汚泥量の増加が進むものと考えられます。これにより、浄化槽汚泥の割合が高くなることで、汚泥に含まれる油分や処理性状等の変動が生じることが想定されます。よって、適正な点検・補修の実施や高効率な設備の採用等により、処理機能の確保に努める必要があります。

3) 浄化槽の点検、清掃、法定検査の未実施

【課題に対する現在の状況】

浄化槽の点検、清掃、法定検査は、それぞれ定期的を実施することが浄化槽法により義務付けられています。

本圏域における浄化槽法第 11 条による検査受検率は令和元年度末で 58.5%であり、鳥取県平均*53.9%、全国平均*43.8%を上回っています。また、平成 27 年度に比べ 1.2%増加しています。

表 17 本圏域の浄化槽法第 11 条検査の受検率

項目	単位	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
本圏域	%	54.8	55.6	57.3	57.6	58.6	57.1	58.5
鳥取県	%	50.4	52.1	57.3	57.6	58.6	52.8	53.9
全国平均	%	36.3	37.9	39.4	40.3	41.8	43.1	43.8

※鳥取県及び環境省資料「令和元年度末における浄化槽の設置状況等について」

【今後の課題】

依然として 41.5%の世帯では検査を実施できていないことから、今後も引き続き、検査受検率の向上を図るため、浄化槽の点検、清掃、法定検査についての啓発が必要です。

4) 生活排水処理の適正化

【課題に対する現在の状況】

適切な生活排水処理に向けて組織市町では、広報誌、チラシ、ホームページ、ケーブルテレビ、ラジオ等で啓発を行っています。

また、適正な生活排水対策については啓発に加え、下水道事業では特定施設以外の施設で下水の基準を超える排水となる恐れがある場合は除害施設の設置を指導するなど行っています。

【今後の課題】

生活排水の状況は、生活排水の排出源である各家庭や事業所等の排水の仕方により影響されます。例えば、使用済み天ぷら油が直接排水口に流される等、適切に排水されない場合は、生活排水処理施設の運転管理への負担が増加します。したがって、今後も引き続き、各家庭や事業所等における適切な生活排水対策についての啓発が必要です。

参 考 資 料

1. 位置・気象
2. 人口動態
3. 産業の動向
4. 市町の総合計画
5. 水環境、水質保全に関する状況
6. 生活排水処理施設の概要
7. 行政区域内人口の推計
8. 生活排水処理形態別人口、し尿及び浄化槽汚泥量の推計
9. 集計表

1. 位置・気象

1) 位置

鳥取県東部に位置する本圏域は、平成16年11月1日、鳥取市、国府町、福部村、河原町、用瀬町、佐治村、気高町、鹿野町及び青谷町の9市町村の合併により、新しい鳥取市が誕生しました。また、平成17年3月31日には、郡家町、船岡町及び八東町が合併し、八頭町が誕生するなど、圏域を構成する市町村の組織が大きく変化し、現在は、鳥取市、岩美町、若桜町、智頭町及び八頭町の1市4町で構成されています。

本圏域は東西約40km、南北約40kmで、総面積は1,518.22km²(令和3年4月1日現在)と鳥取県の約4割を占めています。

東部圏域の市町のうち、最も広い地域を占めるのは鳥取市(765.31km²)で、東部圏域の中心的役割を担っています。

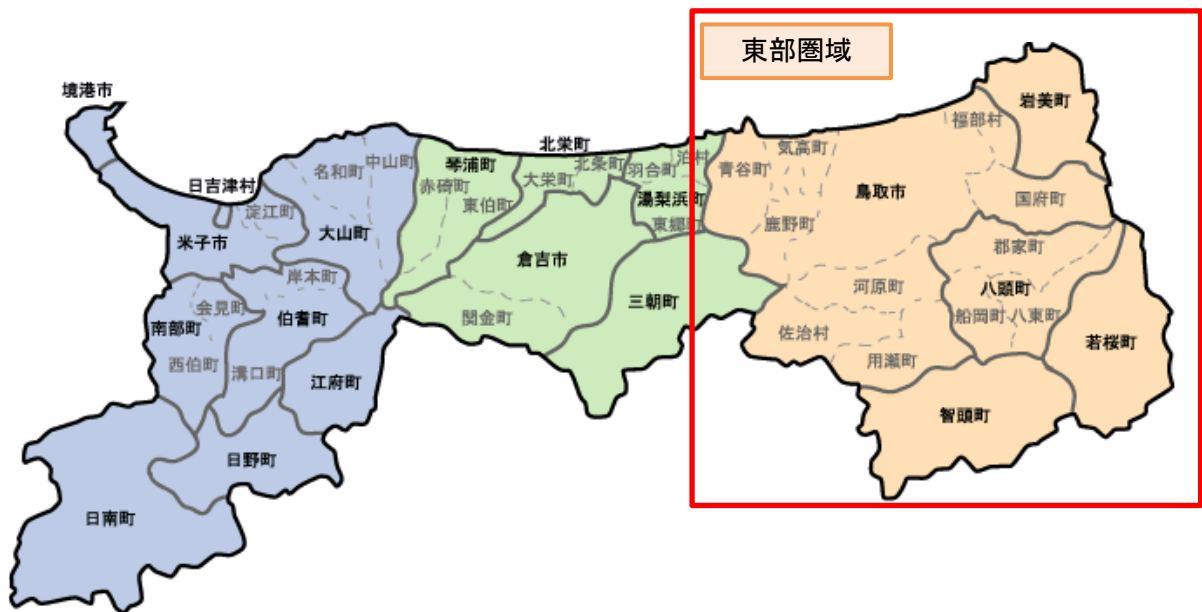


図 10 本組合の構成

2) 地勢

本圏域の地勢は、ほぼ中央を千代川が流れ、その流域には、中国山地の扇ノ山（1,310m）、陣鉢山（1,207m）、氷ノ山（1,510m）、三室山（1,358m）、沖ノ山（1,319m）、東山（1,388m）、那岐山（1,240m）、三国山（1,252m）等の1,000m級の山地を境界とし、北は日本海に面しています。

主要河川の千代川は、日本海に注ぐまでに土師川、佐治川、曳田川、八東川と合流し、延長52.1kmで日野川に次ぐ県下2番目の長流を有しています。千代川河口に発達した海岸砂丘は、「鳥取砂丘」として全国的に有名であり、東に福部砂丘、浜坂砂丘、西に湖山砂丘、末恒砂丘を含み東西16km、南北2kmに及んでいます。

浜坂砂丘の南側には多鯨ヶ池があり、湖山砂丘の背後には潟湖の湖山池があります。湖山池の面積は約7.0km²であり、池としては国内最大級の面積を有しています。

兵庫県境に近い東の海岸部は、浦富海岸など、花崗岩や火山砕屑岩が侵食されてできた海食崖や海食地形が発達し、山陰海岸国立公園に指定されています。この国立公園を中心とした山陰海岸は、日本海形成から現在に至る多様な地質や地形が存在し、それらを自然背景とした文化・歴史を体験・学習できる地域として平成20年12月に日本ジオパーク委員会から『山陰海岸ジオパーク』として認定され、さらに、平成22年10月には世界ジオパークネットワークに加盟認定されました。また、平成26年9月には、鳥取市西部の新規拡大エリアを含めて再認定されました。



図 11 本組合の地勢

3) 気候

鳥取地方気象台における平成 23 年から令和 2 年の観測結果の平均値は、平均気温 15.4℃、月間降水量 2,020.4mm、月間日照時間 1,739.2 時間でした。

表 38 鳥取市（鳥取地方気象台）の気象概要（平成 23 年～令和 2 年の平均値）

月	平均気温（℃）	月間降水量（mm）	月間日照時間（時間）
1	4.3	197.6	67.3
2	4.8	149.3	87.8
3	8.3	140.5	145.1
4	13.3	110.9	184.5
5	18.7	110.2	223.7
6	22.3	153.3	164.9
7	26.7	161.1	178.8
8	27.7	155.0	211.5
9	23.0	296.7	145.5
10	17.5	172.4	144.5
11	12.3	127.9	114.2
12	6.4	245.9	71.4
全年	15.4	2,020.4	1,739.2

※出典：気象庁ホームページ

※各項目の 10 年間の年間値を平均したものであり、端数処理により 1 月から 12 月を合計等したものと不整合となる場合がある。

2. 人口動態

1) 人口・世帯数

本圏域の人口及び世帯数は令和3年1月現在で223,655人、95,443世帯となっています。人口及び世帯数ともに、鳥取市が約8割を占めています。

人口の推移は、年々減少傾向を示しています。

年齢区分別人口は、65～74歳が最も多く、今後も高齢化が進むことが想定されます。

表 39 市町別人口・世帯数（令和3年1月1日現在）

市町	人口（人）	割合（％）	世帯数（世帯）	割合（％）
鳥取市	185,890	83.1%	80,799	84.6%
岩美町	11,278	5.0%	4,423	4.6%
智頭町	3,050	1.3%	1,328	1.4%
若桜町	6,726	3.0%	2,736	2.9%
八頭町	16,711	7.4%	6,157	6.5%
合計	223,655	100.0%	95,443	100.0%

※端数処理により表中の計算と一致しない場合があります。

※出典：鳥取県庁ホームページ「住民基本台帳年報」

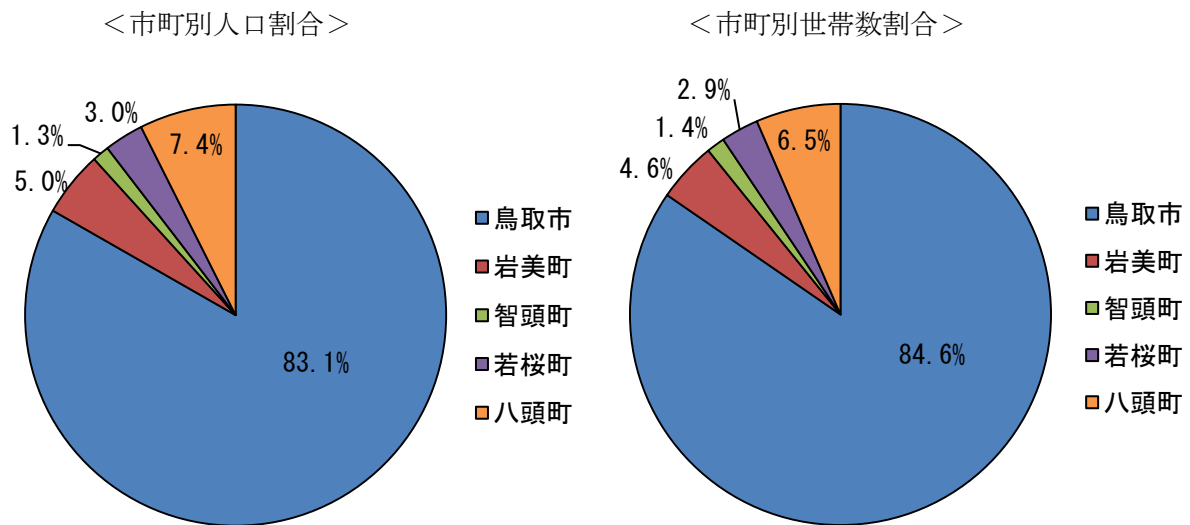


図 12 市町別人口割合・世帯数割合（令和3年1月1日現在）

2) 観光客数

観光については、「鳥取砂丘・いなば温泉郷（鳥取・吉岡・浜村・鹿野）周辺」、「浦富海岸・岩井温泉周辺」、「八頭（鳥取市南部・若桜町・智頭町・八頭町）」が地域別観光客数の測定地点となっています。

平成 15 年の鳥取市賀露地区の整備、平成 22 年の『山陰海岸ジオパーク』の世界ジオパークネットワーク加盟、鳥取自動車道の供用開始（平成 25 年全線開通）などにより、「鳥取砂丘・いなば温泉郷周辺」の観光客数が増加しており、平成 24 年には 300 万人を超え、合計でも約 360 万人となりました。

平成 22 年 10 月に山陰海岸ジオパークが世界ジオパークに認定されたこと、平成 25 年に鳥取自動車道が全線開通したこと、平成 26 年 8 月に、鳥取しゃんしゃん祭第 50 回記念大会で「最大の傘踊り」の世界記録を更新などの知名度が高まるさまざまな取り組みを進めてきました。

平成 29 年度以降は観光客数が増加傾向にあり、令和元年度には鳥取西道路が全線開通したことも影響し、観光客数が約 420 万人になりました。

表 40 観光客数の推移

単位：千人

地域	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
鳥取砂丘・いなば温泉郷周辺	2,703	2,677	3,173	2,939	2,890	3,010	2,877	2,632	2,685	2,949
浦富海岸・岩井温泉周辺	197	209	195	206	152	325	458	449	443	456
八頭周辺	225	252	235	222	218	291	360	323	758	779
合計	3,125	3,138	3,603	3,367	3,260	3,626	3,695	3,404	3,886	4,184

※出典：鳥取県庁ホームページ「文化観光局観光課統計データ」

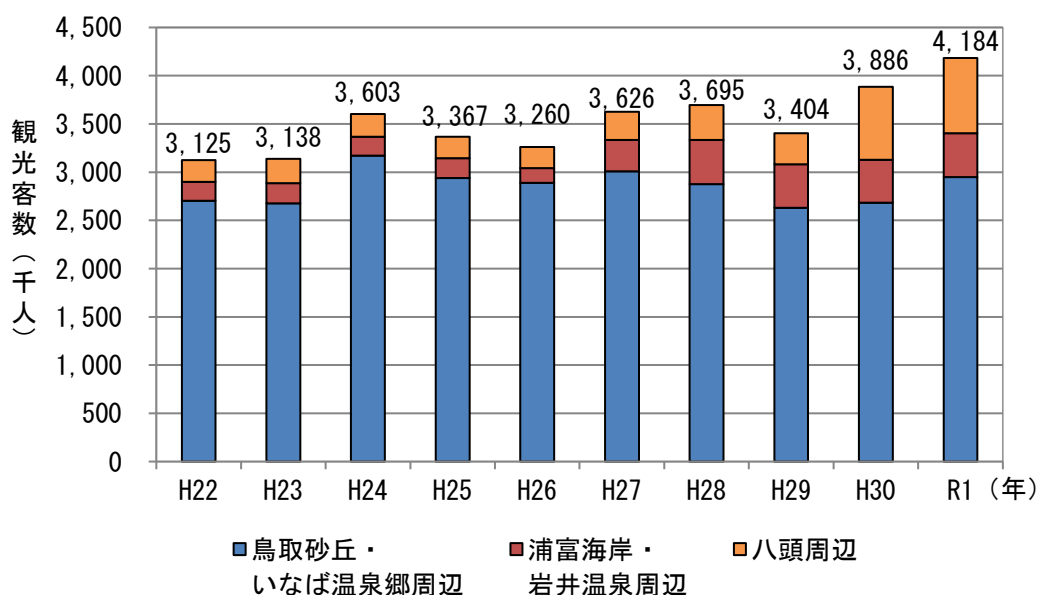


図 13 観光客数の推移

3. 産業の動向

1) 産業状況

(1) 産業別就業者数人口

産業別の就業人口は、圏域全体で見ると、第1次・第2次産業は減少傾向にあるが、第3次産業は増加しています。

構成市町別では、鳥取市において第3次産業の就業人口の割合が他町より高く、平成27年では約7割を超えています。

表 41 産業別就業人口の推移

単位：人

年 市町	H12			H17			H22			H27		
	第1次	第2次	第3次	第1次	第2次	第3次	第1次	第2次	第3次	第1次	第2次	第3次
鳥取市	8,014 (7.8%)	31,642 (30.9%)	62,754 (61.3%)	7,419 (7.6%)	25,616 (26.1%)	64,934 (66.3%)	5,321 (6.1%)	20,825 (23.7%)	61,790 (70.3%)	5,219 (5.9%)	19,037 (21.6%)	64,810 (73.7%)
岩美町	983 (14.0%)	2,735 (38.9%)	3,305 (47.1%)	903 (14.0%)	2,019 (31.3%)	3,522 (54.7%)	709 (12.7%)	1,666 (29.8%)	3,209 (57.5%)	661 (11.8%)	1,435 (25.7%)	3,354 (60.1%)
智頭町	546 (11.8%)	2,161 (46.8%)	1,906 (41.3%)	425 (10.3%)	1,707 (41.4%)	1,988 (48.3%)	300 (8.8%)	1,258 (36.8%)	1,861 (54.4%)	395 (11.6%)	1,118 (32.7%)	1,863 (54.5%)
若桜町	409 (16.2%)	946 (37.5%)	1,171 (46.4%)	333 (16.2%)	660 (32.1%)	1,066 (51.8%)	195 (11.7%)	538 (32.2%)	940 (56.2%)	198 (11.8%)	433 (25.9%)	886 (53.0%)
八頭町	2,268 (20.6%)	3,791 (34.4%)	4,966 (45.0%)	2,121 (20.4%)	2,949 (28.3%)	5,333 (51.3%)	1,683 (18.4%)	2,401 (26.3%)	5,042 (55.2%)	1,513 (16.6%)	2,108 (23.1%)	5,140 (56.3%)
合計	12,220 (9.6%)	41,275 (32.3%)	74,102 (58.1%)	11,201 (9.3%)	32,951 (27.2%)	76,843 (63.5%)	8,208 (7.6%)	26,688 (24.8%)	72,842 (67.6%)	7,986 (7.4%)	24,131 (22.4%)	76,053 (70.6%)
県	36,741 (11.6%)	94,790 (29.8%)	186,316 (58.6%)	33,269 (11.1%)	75,543 (25.1%)	191,665 (63.8%)	26,791 (9.9%)	62,777 (23.1%)	182,150 (67.0%)	24,671 (9.1%)	59,764 (22.0%)	187,826 (69.1%)

※出典：総務省「国勢調査報告」

※産業分類不詳を除く

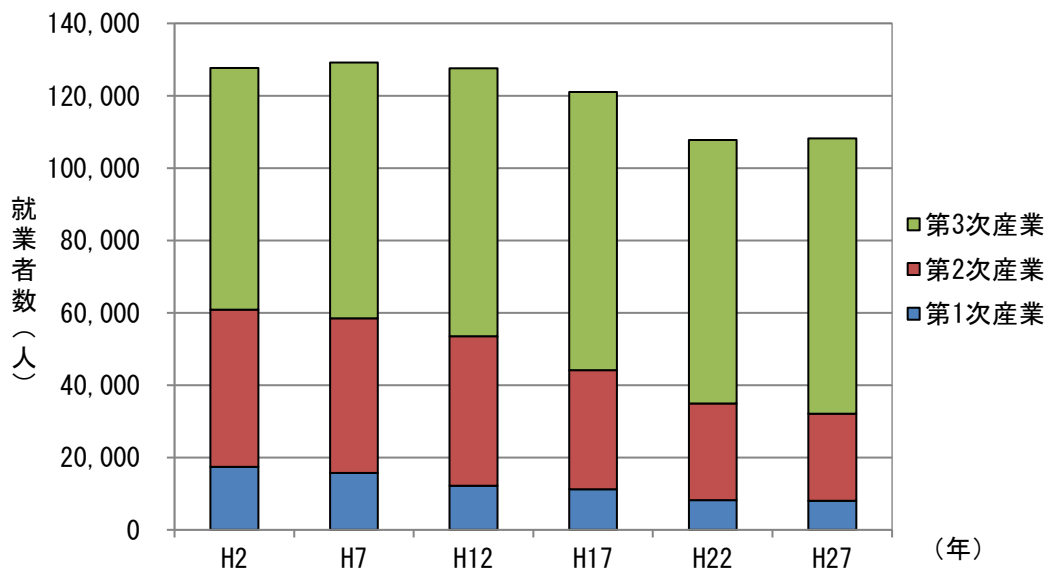


図 14 産業別就業人口の推移

(2) 経済状況

① 農林業

農業は、農家数、農業就業者数が減少傾向にあります。

専業農家数は農業就業者全体の1割程度であることに加え、経営耕地面積における規模別農家数を見ると、経営耕地1ha未満の農家が約7割を占めていることから、小規模な農家が多いことがわかります。

また、林業については、保有山林5ha以上の林業者が約7割を占めていることから、中・大規模の林業者が多いことがわかります。

表 42 農家数の推移

単位：千戸

市町	年	H7	H12	H17	H22	H27
鳥取市		10.8	10	9.1	8.5	7.8
岩美町		1.4	1.3	1.1	0.9	0.9
智頭町		1.2	1.1	1	1	0.9
若桜町		0.7	0.6	0.5	0.5	0.4
八頭町		2.8	2.7	2.5	2.4	2.2
合計		16.9	15.7	14.2	13.3	12.2

※出典：農林水産省「世界農林業センサス」・「農林業センサス」

※表中の単位を千戸としているため、端数処理により合計欄の数値と構成市町の合計値が不整合となる場合がある。

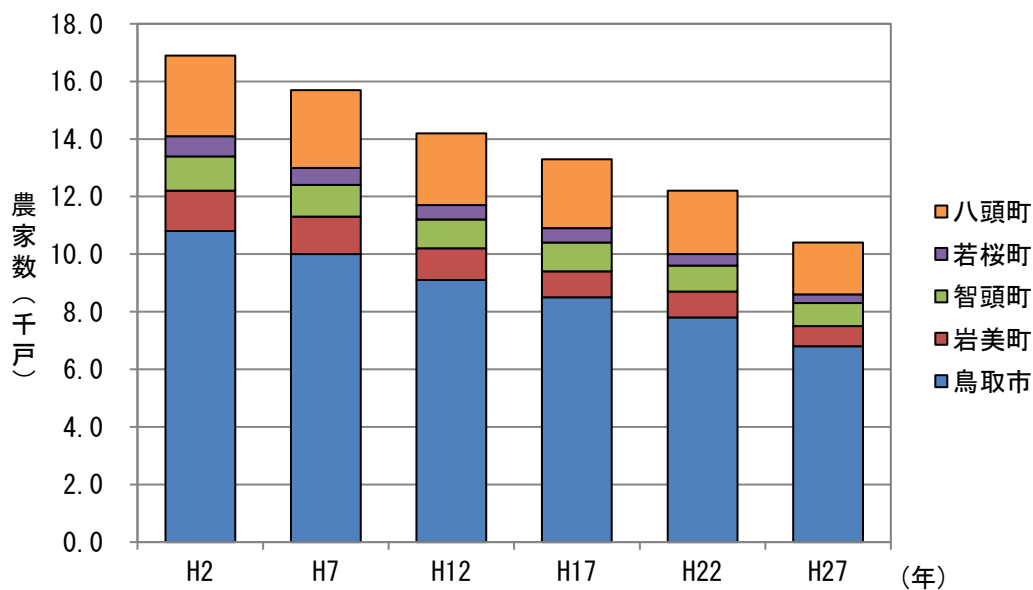


図 15 農家数の推移

表 43 農業就業者数の推移

単位：千人

市町	年	H7	H12	H17	H22	H27
鳥取市		9.6	7.5	7.0	7.2	6.0
岩美町		1.0	0.6	0.6	0.7	0.6
智頭町		0.5	0.4	0.3	0.7	0.5
若桜町		0.6	0.4	0.3	0.3	0.3
八頭町		2.7	2.2	2.1	2.2	1.6
合計		14.4	11.1	10.3	11.1	9.0

※出典：農林水産省「世界農林業センサス」・「農林業センサス」

※表中の単位を千人としているため、端数処理により合計欄の数値と構成市町の合計値が不整合となる場合がある。

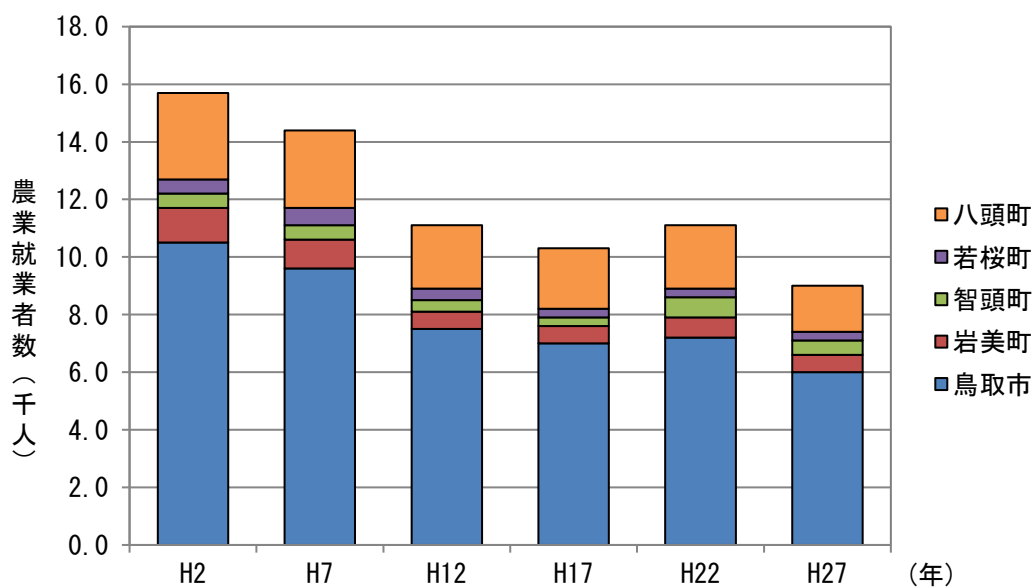


図 16 農業就業者数の推移

表 44 専業農家数の推移

単位：戸

市町	年	H7	H12	H17	H22	H27
鳥取市		964	960	760	869	888
岩美町		144	145	101	102	97
智頭町		96	91	70	76	97
若桜町		69	75	67	69	62
八頭町		231	267	213	244	267
合計		1,504	1,538	1,211	1,360	1,411

※出典：農林水産省「世界農林業センサス」・「農林業センサス」

※表中の単位を千戸としているため、端数処理により合計欄の数値と構成市町の合計値が不整合となる場合がある。

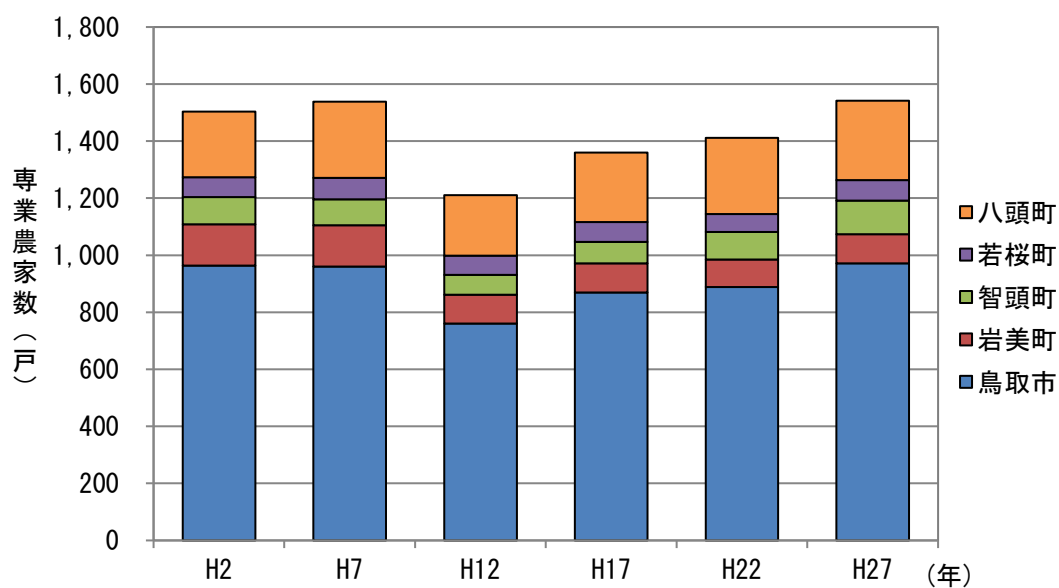


図 17 専業農家数の推移

表 45 農業産出額の推移

単位：億円

市町 \ 年	H27	H28	H29	H30	R1
鳥取市	117.1	133.7	134	128.7	151.5
岩美町	13.9	14.4	14.9	17.7	8.9
智頭町	4.8	5.5	5.9	5.5	6.5
若桜町	3.4	3.9	4.3	3.9	5.8
八頭町	27.4	30.1	30.1	29.3	32.1
合計	166.6	187.6	189.2	185.1	204.8

出典：農林水産省 「市町村別農業産出額（推計）」

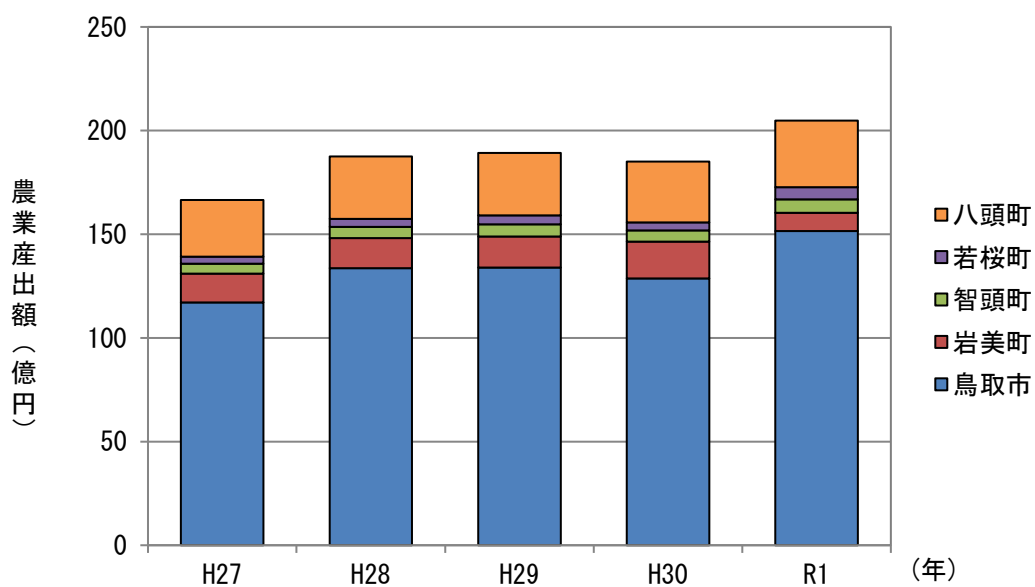


図 18 農業産出額の推移

表 46 規模別農業経営体・林業経営体数（平成 27 年）

単位：経営体

市町	経営耕地面積規模別農家数				保有山林規模別林家数			
	経営耕地なし	0.5ha未満	0.5～1.0ha	1.0ha以上	保有山林なし	5ha未満	5～10ha	10ha以上
鳥取市	37 (0.9%)	1,148 (26.6%)	1,934 (44.8%)	1,202 (27.8%)	2 (1.0%)	70 (34.7%)	52 (25.7%)	78 (38.6%)
岩美町	12 (2.6%)	119 (25.8%)	204 (44.2%)	127 (27.5%)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
智頭町	1 (0.2%)	165 (39.4%)	204 (48.7%)	49 (11.7%)	1 (0.8%)	33 (26.0%)	24 (18.9%)	69 (54.3%)
若桜町	5 (2.6%)	74 (38.3%)	81 (42.0%)	33 (17.1%)	1 (2.5%)	4 (10.0%)	11 (27.5%)	24 (60.0%)
八頭町	17 (1.5%)	359 (31.0%)	542 (46.8%)	239 (20.7%)	— (—)	24 (26.4%)	25 (27.5%)	42 (46.2%)
合計	72 (1.1%)	1,865 (28.5%)	2,965 (45.3%)	1,650 (25.2%)	4 (0.9%)	131 (28.5%)	112 (24.3%)	213 (46.3%)
県	215 (1.2%)	4,348 (23.7%)	7,455 (40.6%)	6,363 (34.6%)	14 (0.8%)	579 (32.1%)	547 (30.4%)	662 (36.7%)

※出典：農林水産省「農林業センサス 2015」

※岩美町の保有山林規模別林家数は未集計。

※端数処理により表中の計算と一致しない場合があります。

②漁業

漁業は、漁業個人経営体では県全体の 41.6%を占めていますが、漁獲量では県全体の 8.3%であることから、小規模経営体が多いことがわかります。

表 47 漁業個人経営体数等（平成 30 年）

市町	漁業個人経営体	漁業就業者数（人）	海面漁業漁獲量（t）
鳥取市	122 (22.7%)	186 (16.5%)	2,117 (2.5%)
岩美町	102 (19.0%)	232 (20.6%)	4,820 (5.8%)
合計	224 (41.6%)	418 (37.2%)	6,937 (8.3%)
県	538 (100.0%)	1,125 (100.0%)	83,103 (100.0%)

※出典：農林水産省「2018年漁業センサス」・「平成30年海面漁業生産統計調査」

③工業

工業は、事業所数・従業者数の約8割、製造品出荷額等の9割余りが鳥取市に集積しています。圏域全体で見ると、事業所数は平成28年度以降減少傾向、従業者数と製造品出荷額等は平成30年度をピークに減少傾向にあります。

表 48 事業所数の推移

単位：事業所

年 市町	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
鳥取市	285 (76.8%)	276 (77.5%)	271 (77.0%)	— (—)	291 (78.4%)	282 (79.2%)	283 (79.3%)	278 (79.0%)	266 (78.9%)
岩美町	24 (6.5%)	23 (6.4%)	25 (7.1%)	— (—)	22 (5.9%)	20 (5.6%)	19 (5.3%)	20 (5.6%)	17 (5.0%)
智頭町	23 (6.2%)	22 (6.2%)	21 (6.0%)	— (—)	25 (6.7%)	23 (6.5%)	21 (5.9%)	20 (5.7%)	19 (5.6%)
若桜町	13 (3.5%)	13 (3.7%)	13 (3.7%)	— (—)	13 (3.5%)	13 (3.7%)	14 (3.9%)	13 (3.7%)	13 (3.9%)
八頭町	26 (7.0%)	22 (6.2%)	22 (6.3%)	— (—)	20 (5.4%)	18 (5.1%)	20 (5.6%)	21 (6.0%)	22 (6.5%)
合計	371 (100.0%)	356 (100.0%)	352 (100.0%)	— (—)	371 (100.0%)	356 (100.0%)	357 (100.0%)	352 (100.0%)	337 (100.0%)

※出典：鳥取県企画部統計課「工業統計調査」、総務省統計局「経済センサス」

※従業者4人以上の事務所

※平成24年は2月1日、平成25・26年は12月31日、平成28年以降は6月1日時点の数値。

※平成27年の工業統計調査は未実施

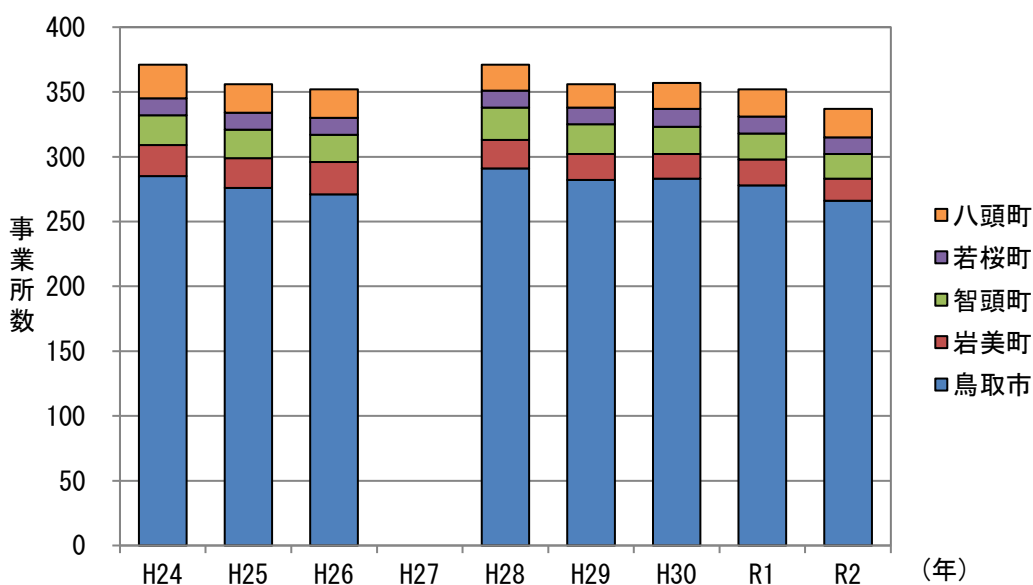


図 19 事業所数の推移

表 49 工業従業者数の推移

単位：人

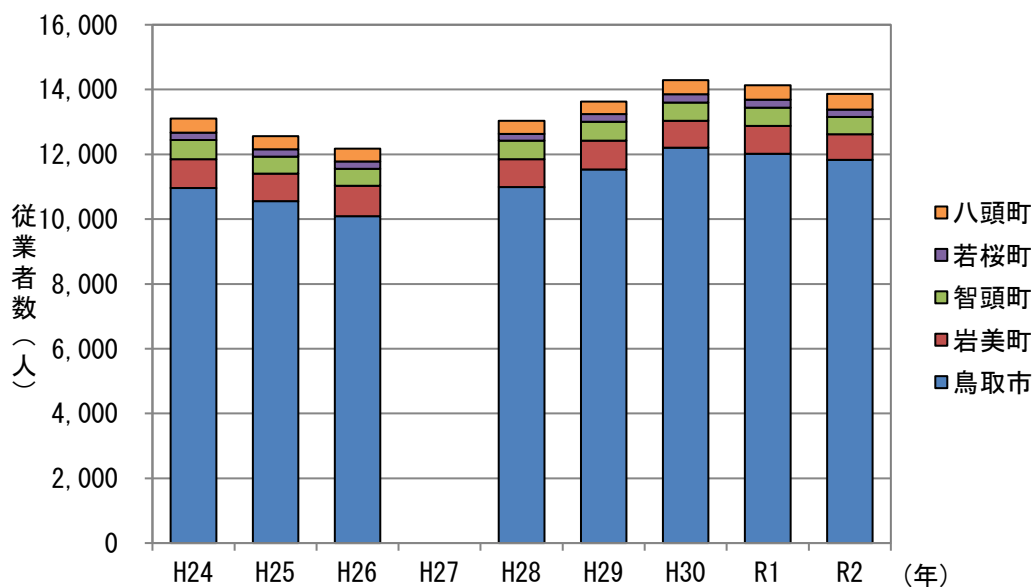
年 市町	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
鳥取市	10,957 (83.7%)	10,557 (84.1%)	10,089 (82.8%)	— (—)	10,993 (84.3%)	11,538 (84.6%)	12,201 (85.4%)	12,021 (85.1%)	11,834 (85.3%)
岩美町	894 (6.8%)	847 (6.7%)	939 (7.7%)	— (—)	853 (6.5%)	881 (6.5%)	835 (5.8%)	856 (6.1%)	786 (5.7%)
智頭町	596 (4.5%)	528 (4.2%)	522 (4.3%)	— (—)	572 (4.4%)	586 (4.3%)	562 (3.9%)	561 (4.0%)	535 (3.9%)
若桜町	219 (1.7%)	228 (1.8%)	233 (1.9%)	— (—)	217 (1.7%)	241 (1.8%)	258 (1.8%)	247 (1.7%)	230 (1.7%)
八頭町	438 (3.3%)	400 (3.2%)	397 (3.3%)	— (—)	403 (3.1%)	386 (2.8%)	430 (3.0%)	445 (3.1%)	484 (3.5%)
合計	13,104 (100.0%)	12,560 (100.0%)	12,180 (100.0%)	— (—)	13,038 (100.0%)	13,632 (100.0%)	14,286 (100.0%)	14,130 (100.0%)	13,869 (100.0%)

※出典：鳥取県企画部統計課「工業統計調査」、総務省統計局「経済センサス」

※従業員4人以上の事務所

※平成24年は2月1日、平成25・26年は12月31日、平成28年以降は6月1日時点の数値。

※平成27年の工業統計調査は未実施



※平成27年は、工業統計調査未実施のため、データなし

図 20 工業従業者数の推移

表 50 製造品出荷額等の推移

単位：億円

年 市町	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
鳥取市	2,618 (91.9%)	2,233 (91.0%)	2,319 (90.7%)	2,465 (90.1%)	2,560 (90.6%)	2,811 (91.3%)	2,811 (91.1%)	2,707 (91.2%)	2,618 (91.9%)
岩美町	114 (4.0%)	107 (4.4%)	123 (4.8%)	133 (4.9%)	128 (4.5%)	129 (4.2%)	129 (4.2%)	124 (4.2%)	114 (4.0%)
智頭町	53 (1.8%)	52 (2.1%)	49 (1.9%)	65 (2.4%)	68 (2.4%)	65 (2.1%)	66 (2.1%)	61 (2.1%)	53 (1.8%)
若桜町	22 (0.8%)	24 (1.0%)	26 (1.0%)	29 (1.1%)	28 (1.0%)	30 (1.0%)	31 (1.0%)	29 (1.0%)	22 (0.8%)
八頭町	42 (1.5%)	37 (1.5%)	40 (1.6%)	43 (1.6%)	40 (1.4%)	45 (1.5%)	50 (1.6%)	45 (1.5%)	42 (1.5%)
合計	2,849 (100.0%)	2,453 (100.0%)	2,558 (100.0%)	2,735 (100.0%)	2,825 (100.0%)	3,081 (100.0%)	3,087 (100.0%)	2,967 (100.0%)	2,849 (100.0%)

※出典：鳥取県企画部統計課「工業統計調査」、総務省統計局「経済センサス」

※従業員4人以上の事務所

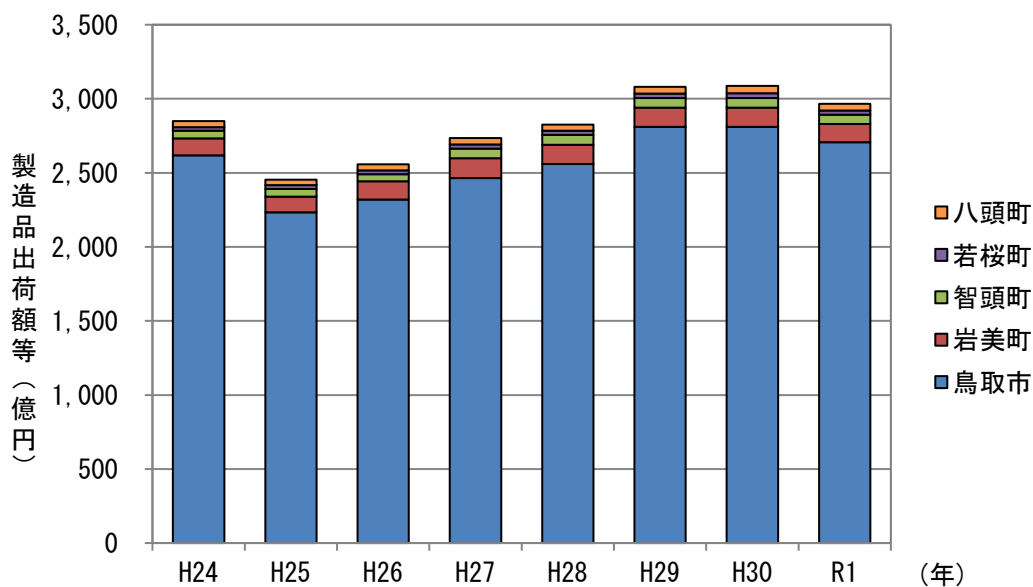


図 21 製造品出荷額等の推移

④商業

商業について、商店数及び商業従業者数は平成 21 年度から平成 24 年度にかけて大きく減少し、以降は増加傾向にあります。

年間商品販売額及び販売効率は平成 24 年度から平成 26 年度にかけて横ばいで推移し、以降は増加傾向にあります。

表 51 商店数の推移

単位：店

年 市町	H14	H16	H19	H21	H24	H26	H28
鳥取市	2,980	2,839	2,545	2,659	1,779	1,779	1,871
岩美町	165	151	100	125	94	83	83
智頭町	127	103	98	97	65	70	68
若桜町	80	71	56	55	43	41	46
八頭町	206	179	186	168	120	124	120
合計	3,558	3,343	2,985	3,104	2,101	2,097	2,188

※出典：経済産業省「商業統計表」、総務省統計局「経済センサス」

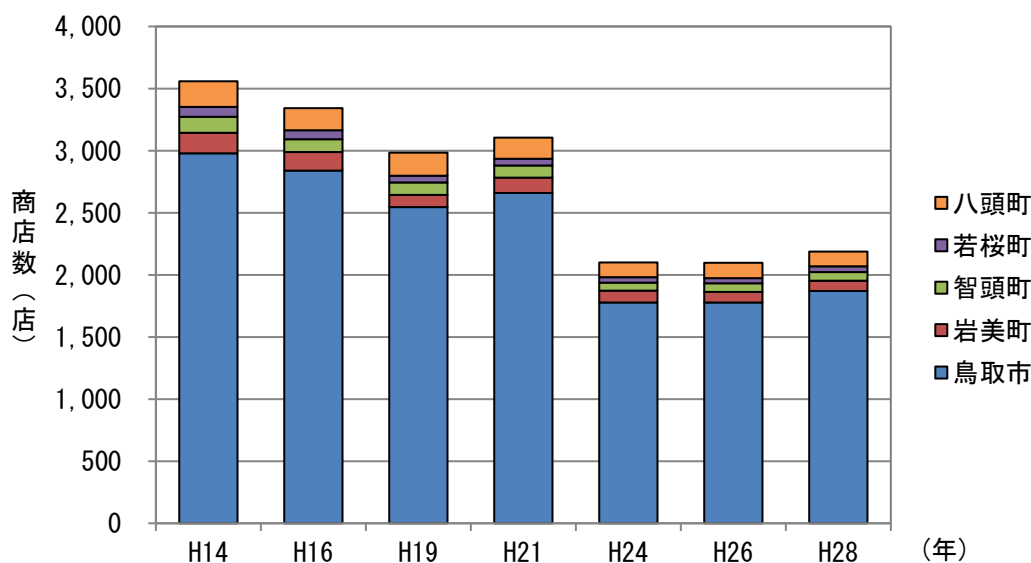


図 22 商店数の推移

※統計数値の取扱い

商業統計調査は、全国にあるすべての商業事業所(卸売業、小売業)を対象として実施される調査で、平成 9 年以降は 5 年ごとに「本調査」が、中間年(本調査の 2 年後)に「簡易調査」が実施され、直近では平成 19 年に本調査が実施されています。その後、全国すべての企業・事業所を対象とする「経済センサス」(基礎調査・活動調査)が創設されたことに伴い、平成 21 年商業統計調査は休止され、商業統計調査(簡易調査)で把握すべき事項は「経済センサス - 活動調査」で把握されています。また、商業統計調査(本調査)は「経済センサス - 活動調査」実施年の 2 年後に実施されることになっています。

なお、経済センサスによる結果と商業統計による結果(市区町村表)は、集計対象が異なることに留意が必要であるとされています。なお、平成 21 年の商店数、従業者数は、経済センサス基礎調査に、平成 24 年度、平成 26 年度、平成 28 年度の数値は経済センサス活動調査によるものです。

表 52 商業従業者数の推移

単位：人

年 市町	H14	H16	H19	H21	H24	H26	H28
鳥取市	19,447	18,568	17,819	19,135	13,073	13,196	14,301
岩美町	585	545	376	523	360	390	375
智頭町	595	459	454	463	298	299	279
若桜町	231	215	163	167	115	141	122
八頭町	833	820	873	733	511	511	469
合計	21,691	20,607	19,685	21,021	14,357	14,537	15,546

※出典：経済産業省「商業統計表」、総務省統計局「経済センサス」

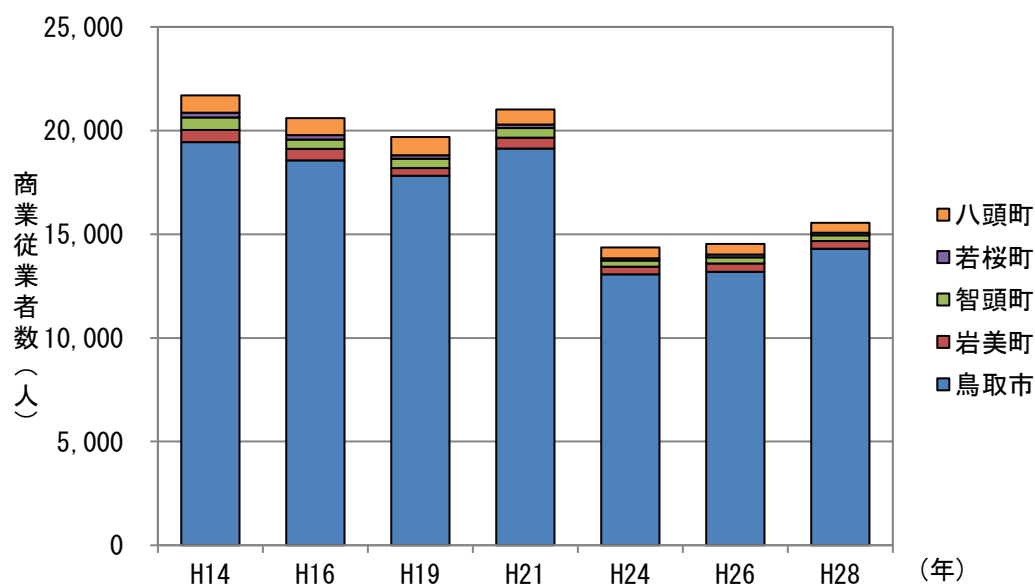


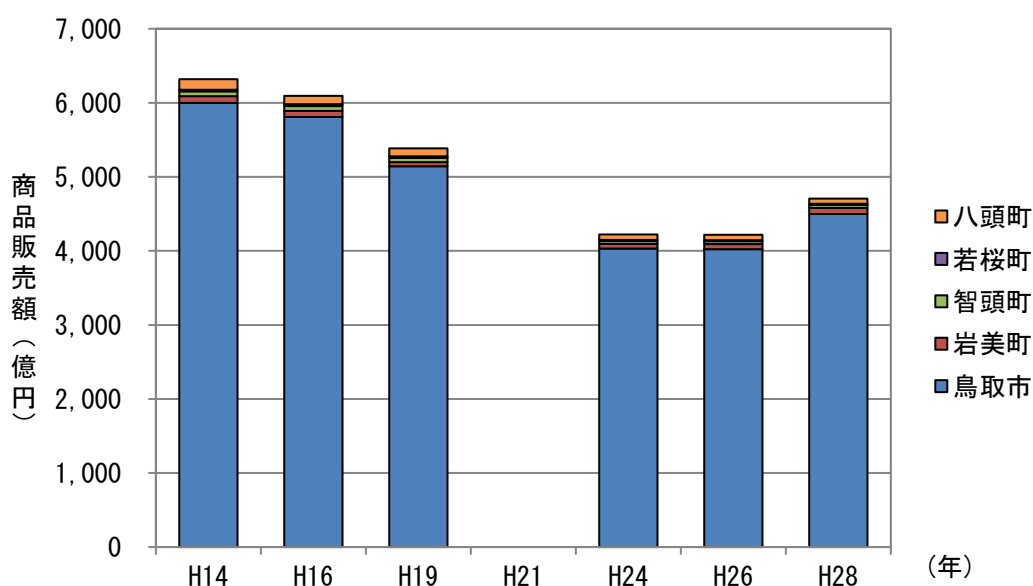
図 23 商業従業者数の推移

表 53 年間商品販売額の推移

単位：億円

年 市町	H14	H16	H19	H21	H24	H26	H28
鳥取市	6,001	5,808	5,141	—	4,032	4,023	4,499
岩美町	87	83	60	—	66	68	80
智頭町	66	66	56	—	38	38	42
若桜町	22	23	19	—	14	13	14
八頭町	141	113	109	—	71	76	73
合計	6,317	6,093	5,385	—	4,221	4,218	4,708

※出典：経済産業省「商業統計表」、総務省統計局「経済センサス」
 ※平成 21 年は、経済センサスにおいて年間販売額が示されていない。



※平成 21 年は、経済センサスにおいて年間販売額が示されていない。

図 24 年間商品販売額の推移

表 54 販売効率の推移

単位：万円/店、万円/人

区分		年							
		H14	H16	H19	H21	H24	H26	H28	
鳥取市	商店 1 店当たり販売額	20,138	20,458	20,200	—	22,664	22,614	24,046	
	従業員 1 人当たり販売額	3,086	3,128	2,885	—	3,084	3,049	3,146	
岩美町	商店 1 店当たり販売額	5,273	5,497	6,000	—	7,021	8,193	9,639	
	従業員 1 人当たり販売額	1,487	1,523	1,596	—	1,833	1,744	2,133	
智頭町	商店 1 店当たり販売額	5,197	6,408	5,714	—	5,846	5,429	6,176	
	従業員 1 人当たり販売額	1,109	1,438	1,233	—	1,275	1,271	1,505	
若桜町	商店 1 店当たり販売額	2,750	3,239	3,393	—	3,256	3,171	3,043	
	従業員 1 人当たり販売額	952	1,070	1,166	—	1,217	922	1,148	
八頭町	商店 1 店当たり販売額	6,845	6,313	5,860	—	5,917	6,129	6,083	
	従業員 1 人当たり販売額	1,693	1,378	1,249	—	1,389	1,487	1,557	
東部圏域 全体	商店 1 店当たり販売額	17,754	18,226	18,040	—	20,090	20,114	21,517	
	従業員 1 人当たり販売額	2,912	2,957	2,736	—	2,940	2,902	3,028	

※資料：経済産業省「商業統計表」、総務省統計局「経済センサス」

※平成 21 年の経済センサスにおいて、年間販売額が示されていない。

(3) 交通網

本圏域内の幹線交通網は、日本海沿いに東西に縦貫する国道9号（京都市～下関市）、中国山地を貫き山陽圏と結ぶ国道29号（鳥取市～姫路市）、53号（鳥取市～岡山市）、海岸沿いに舞鶴市へ至る国道178号（岩美町～舞鶴市）等の国道、日本海沿いに東西に走る山陰本線、関西圏と結ぶ智頭急行智頭線（図25では「智頭急行」と記載。）、山陽圏と結ぶ因美線、因美線から分岐し若桜町へ至る若桜鉄道若桜線などの鉄道、鳥取市北部に位置する鳥取空港や鳥取港で形成されています。

鳥取空港では、これまで東京便が1日4往復就航していましたが、平成26年3月から5往復就航となりました。

鳥取港においては、砂・砂利等の建築資材の流通拠点として、西日本の日本海側の各港との交易が活発に行われているほか、中国、韓国から砂・石材等を輸入しています。

また、道路については、本圏域内と関西圏、山陽圏を結ぶ鳥取自動車道（鳥取市～中国道佐用ジャンクション）が平成25年3月に全線開通しました。加えて、鳥取～米子間を1時間で結ぶ山陰道と接続する鳥取西道路が令和元年5月に全線開通しました。さらには、鳥取市から兵庫県丹馬地域を経て京都府宮津市へ至る山陰近畿自動車道（鳥取豊岡宮津自動車道）の整備が進められています。



※出典：第2次鳥取県東部ふるさと市町村圏計画（一部修正）

図25 組合・周辺地域の交通体系

(4) 土地利用状況

本圏域の面積は1,518.22km²であり、鳥取県全体の約4割を占める県内最大の広域圏です。土地利用の状況は、農用地や宅地などの割合が低く、林野が約30%を占めています。

表 55 土地利用の状況（令和元年度）

単位：km²

市町	鳥取市	岩美町	智頭町	若桜町	八頭町	合 計	
宅地	97.63	12.04	7.83	5.23	21.70	144.43	(9.5%)
農用地	33.06	2.61	1.75	0.97	4.25	42.63	(2.8%)
林野	172.85	53.32	11.26	140.60	66.56	444.59	(29.3%)
その他	461.77	54.36	203.86	52.37	114.20	886.57	(58.4%)
総面積	765.31	122.32	224.70	199.18	206.71	1,518.22	(100.0%)

※出典：総務省 令和元年度(平成31年度)固定資産の価格等の概要調書、
国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」

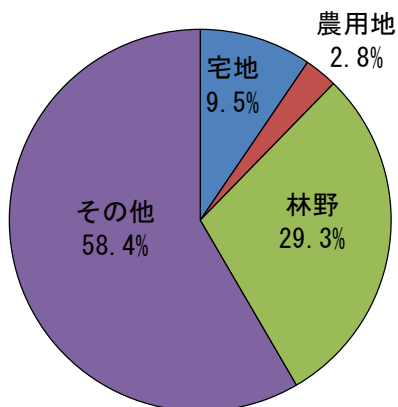


図 26 土地利用の状況

4. 市町の総合計画

構成市町の総合計画における将来像及び基本目標は、以下のとおりです。

表 56 構成市町の総合計画

市 町	項 目	内 容
鳥取市	計画名称	第 11 次鳥取市総合計画
	策定年月	令和 3 年 4 月
	将 来 像	いつまでも暮らしたい、誰もが暮らしたくなる、 自信と誇り・夢と希望に満ちた鳥取市
	基本目標	① 誰もが自分らしく暮らし続けることができる、 持続可能な地域共生のまち ② 人が行きかい、にぎわいあふれるまち ③ 豊かな自然と調和して、安全・安心に暮らせるまち
岩美町	計画名称	第 10 次岩美町総合計画
	策定年月	平成 28 年 12 月
	将 来 像	みんながつながり力をあわせみんなの思いを実現するまち岩美町 ～豊かなまちを子どもたちの未来につなげる～
	基本目標	① みんなで地域を創りいつまでも楽しく暮らせるまち ② ふるさとを想う心を育み心豊かに暮らせるまち ③ みんなで支え合い健康で安心して暮らせるまち ④ 美しい郷土を守り地域の産業が栄えるまち ⑤ 豊かな自然を活かし観光と交流で賑わうまち
智頭町	計画名称	第 7 次智頭町総合計画
	策定年月	平成 29 年 3 月
	将 来 像	一人ひとりの人生に寄り添えるまちへ
	基本目標	① 森の恵みを活かしたまちづくり ② 安全・安心に暮らせる健康長寿のまちづくり ③ 子どもから大人まで学びと成長のまちづくり ④ 地域や家族のつながりでつくるまちづくり
若桜町	計画名称	第 9 次若桜町総合計画
	策定年月	平成 24 年 3 月（平成 29 年 3 月 後期基本計画策定）
	将 来 像	豊かな自然と歴史・文化のなかで一人ひとりが元気に輝くまち
	基本目標	① 安全で快適なまちづくり ② 人にやさしい、支え合いのまちづくり ③ 豊かな心を育むまちづくり ④ 魅力あふれるまちづくり ⑤ 住民参加のまちづくり
八頭町	計画名称	第 2 次八頭町総合計画
	策定年月	平成 27 年 3 月（令和 2 年 3 月 後期基本計画）
	将 来 像	人が輝き 未来が輝くまち 八頭町 ～豊かな自然とともに みんなでつくる ふれあいのまち～
	基本目標	① 住民が主役のまちづくり（協働） ② やすらぎと生きがいのあるまちづくり（健康、福祉、子育て） ③ 安心安全な暮らしづくり（交通、防災） ④ 環境共生のまちづくり（自然と環境保全） ⑤ 活力ある産業づくり（産業、観光、雇用） ⑥ こころ豊かな人づくり（教育、文化） ⑦ 効率的で効果的な行財政運営

5. 水環境、水質保全に関する状況

1) 水道水源の流域

本圏域内で公共用水域の水質が測定されている地点は、図 27 のとおりです。河川、湖沼、海域いずれも環境基準を満たしています。

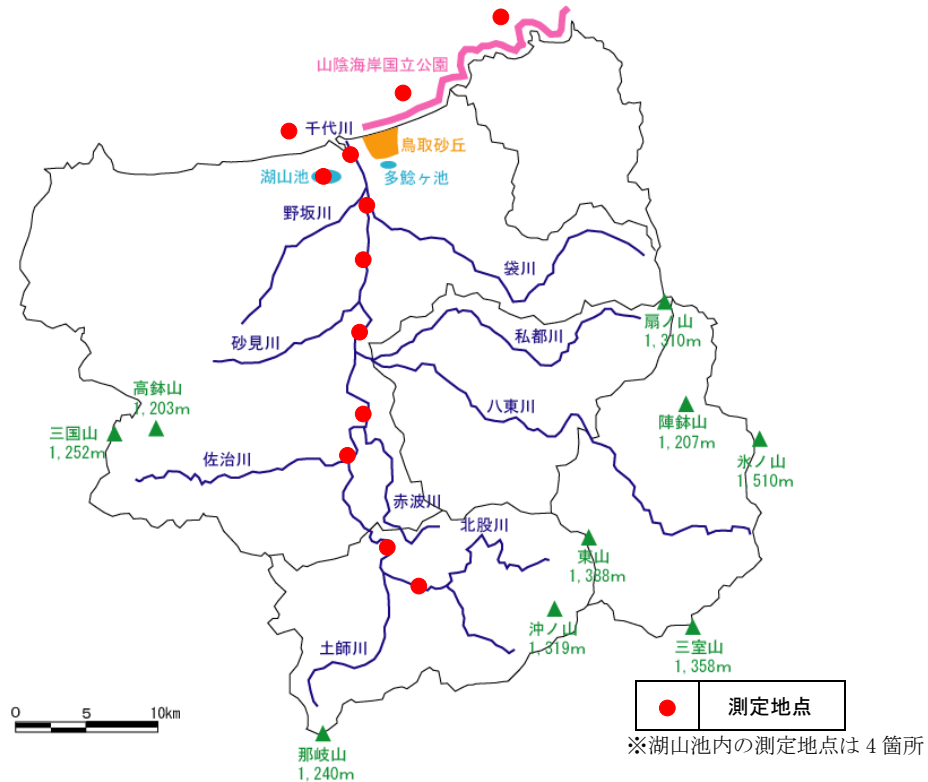


図 27 組合圏内の測定地点

表 57 公共用水域等水質測定結果（調査期間：H31 年 4 月～R2 年 3 月）

項目	水域名	河川		湖沼	海域
		千代川上流	千代川下流	湖山池	鳥取県地先海域
類型		A A	A	A	A
N		6	2	4	4
pH	m/n	0/72	0/61	6/96	0/24
	%	0	0	6.3	0
	min~max	7.1~7.7	6.9~8.2	7.3~8.7	7.9~8.1
DO (mg/L)	m/n	0/72	0/61	23/96	21/24
	%	0	0	24.0	87.5
	min~max	8.1~13.0	6.8~8.2	4.5~11.0	5.6~7.7
BOD または COD (mg/L)	m/n	0/72	0/60	96/96	0/24
	%	0	0	100.0	0
	min~max	<0.5~1.0	<0.5~1.7	3.2~6.2	0.9~1.6
SS または油分 (mg/L)	m/n	0/72	1/60	78/96	0/12
	%	0	1.7	81.3	0
	min~max	<1.0~4.0	<1.0~34.0	2.0~16.0	<0.5
大腸菌群数 (MPN/100mL)	m/n	63/72	27/60	45/96	0/12
	%	87.5	45	46.9	0
	min~max	17.0~1.7×10 ⁴	33.0×>2.4×10 ⁵	3.3~1.7×10 ⁴	<1.8~13.0

※出典：鳥取県資料（公共用水域及び地下水の水質測定結果）

N：県内の調査地点数、m/n：環境基準に適合しない総検体数、ND：検出せず、<：未満

※類型は、生活環境の保全に関して、公共用水域を水域の利用目的、水質汚濁の状況、水質汚濁源の立地状況などを考慮して指定されている。水質の基準値は類型ごとに設定されている。

※類型ごとの基準値（生活環境の保全に関する環境基準）は以下のとおり。

河川の基準値

類型	利用目的の 適応性	基準値				
		pH	BOD	SS	DO	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	50MPN/ 100mL以下
A	水道2級 水産1級 水浴 及びB以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/ 100mL以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	5,000MPN/ 100mL以下
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	—
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲げ るもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと。	2mg/L以上	—

- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
- 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの
- 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度

湖沼の基準値

類型	利用目的の 適応性	基準値				
		p H	COD	SS	DO	大腸菌群数
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全 及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	1mg/L以下	7.5mg/L以上	50MPN/100mL 以下
A	水道2、3級 水産2級 水浴 及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	5mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/ 100mL以下
B	水産3級 工業用水1級 農業用水 及びCの欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	15mg/L以下	5mg/L以上	—
C	工業用水2級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	ごみ等の浮遊 が認められないこと。	2mg/L以上	—

- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2、3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
水産3級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
- 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
- 5 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

海域の基準値

類型	利用目的の 適応性	基準値				
		p H	COD	DO	大腸菌群数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)
A	水産1級 水浴 自然環境保全 及びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/ 100mL以下	検出されない こと。
B	水産2級 工業用水 及びCの欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/L以下	5mg/L以上	—	検出されない こと。
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/L以下	2mg/L以上	—	—

- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
水産2級：ボラ、ノリ等の水産生物用
- 3 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

2) 流域の水道水源

本圏域内の水道水源及び取水地点は表 58、表 59 のとおりです。また、構成市町の上水道人口は、表 60 のとおりです。

表 58 本圏域内の水道水源

市町	項目	内容		
鳥取市	水系・河川	千代川(表流水)	有富水源(表流水)	社中央水源(表流水)
	取水地点	殿ダム水源	有富水源	社中央水源
	水系・河川	江波水源(表流水)	青谷小畑 No. 1 水源(表流水)	青谷小畑 No. 2 水源(表流水)
	取水地点	江波水源	青谷小畑 No. 1 水源	青谷小畑 No. 2 水源
	水系・河川	桑原水源(表流水)	早牛水源(表流水)	千代川右岸(伏流水)
	取水地点	桑原水源	早牛水源	叶取水口
	水系・河川	千代川右岸(伏流水)	千代川左岸(伏流水)	袋川(伏流水)
	取水地点	国安取水口	向国安取水口	宇倍野水源
	水系・河川	石井谷水源(伏流水)	上地水源(伏流水)	荒舟水源(伏流水)
	取水地点	石井谷水源	上地水源	荒舟水源
	水系・河川	上安蔵水源(伏流水)	矢原水源(伏流水)	鹿野小畑水源(伏流水)
	取水地点	上安蔵水源	矢原水源	鹿野小畑水源
	水系・河川	地下水(深井戸)	地下水(浅井戸)	湧水
取水地点	向国安水源ほか 49 箇所	河内水源ほか 22 箇所	矢矯水源ほか 18 箇所	
岩美町	水系・河川	蒲生川(伏流水)		地下水(浅井戸)
	取水地点	恩志水源	陸上水源	岩井第 3 水源
	水系・河川	地下水(浅井戸)	家奥川(表流水)	琴引川(表流水)
	取水地点	真名水源	田河内水源	長谷水源
	水系・河川	地下水(深井戸)	地下水(深井戸)	地下水(浅井戸)
	取水地点	鳥越第 1 水源	鳥越第 2 水源	池谷水源
	水系・河川	地下水(深井戸)	地下水(深井戸)	
取水地点	高住水源	延興寺水源		
若桜町	水系・河川	取水井	取水井	取水井
	取水地点	若桜	屋堂羅	赤松
	水系・河川	諸鹿川	尾羽寿谷川	湧水
	取水地点	諸鹿	湊見	つく米
	水系・河川	糸白見川	取水井	取水井
	取水地点	糸白見	吉川	栃原
	水系・河川	下谷川	取水井	大瀬谷川
	取水地点	中原	大野	小船
	水系・河川	取水井	落折川	取水井
取水地点	須澄	落折	大炊・岸野	
智頭町	水系・河川	千代川水系・千代川	千代川水系・新見川	千代川水系・千代川
	取水地点	智頭	坂原 418-1	南方 1208-2

表 59 本圏域内の水道水源

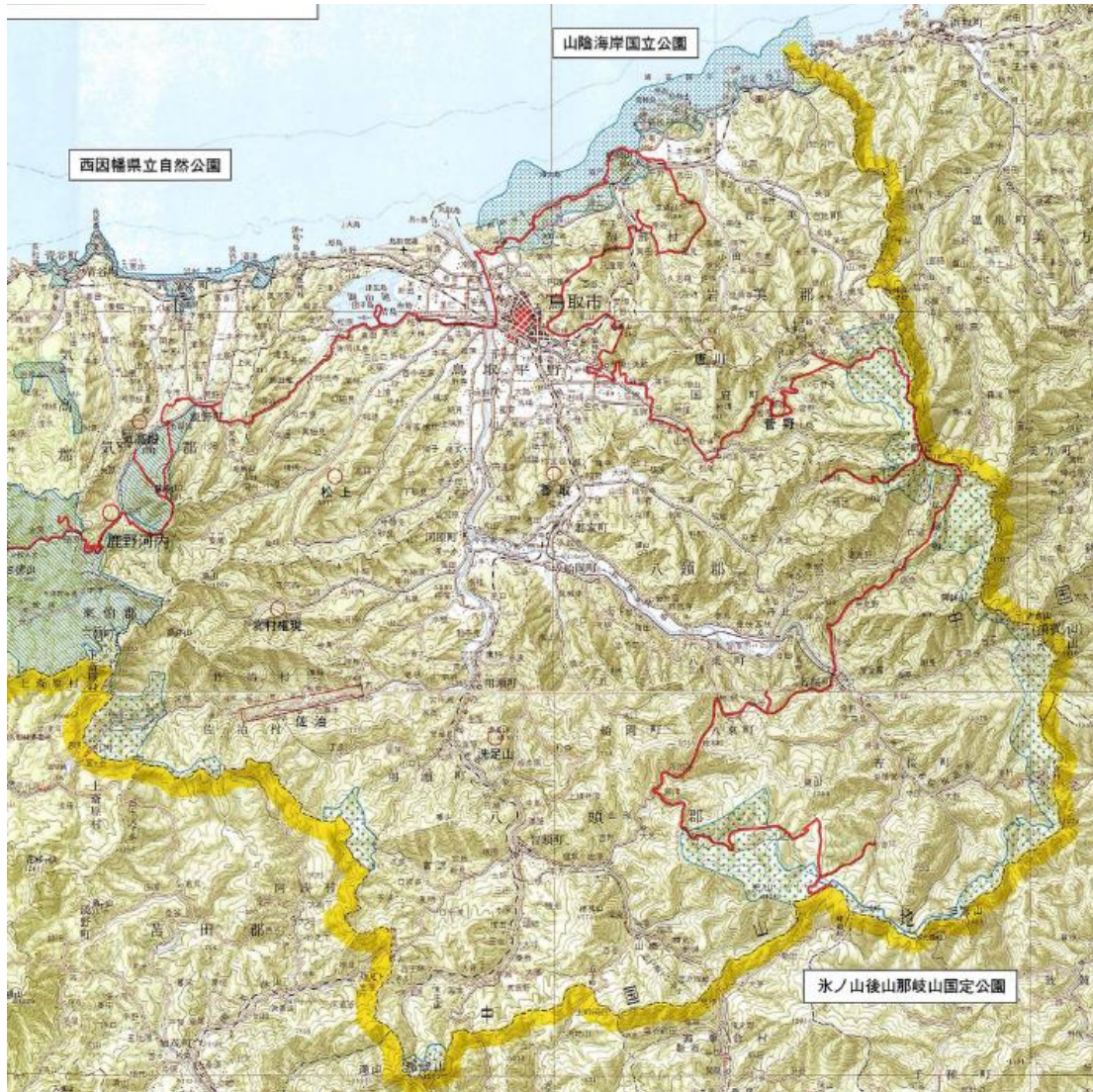
市町	項目	内容		
八頭町	水系・河川	明辺川	山志谷川	私都川
	取水地点	明辺(2ヶ所あり)	山志谷	落岩
	水系・河川	私都川	八東川	私都川
	取水地点	野町	久能寺(2ヶ所あり)	石田百井
	水系・河川	八東川	八東川	八東川
	取水地点	郡家殿	坂田	船岡(2ヶ所あり)
	水系・河川	八東川	八東川	八東川
	取水地点	破岩	隼郡家	福井
	水系・河川	八東川	八東川	八東川
	取水地点	日下部	安井宿	才代(2ヶ所あり)
	水系・河川	細見川	八東川	八東川
	取水地点	妻鹿野	北山	用呂(2ヶ所あり)

表 60 上水道人口(令和3年3月31日時点)

項目		鳥取市	岩美町	若桜町	智頭町	八頭町
上水道	給水戸数	68,031 戸	4,338 戸	—	1,015 戸	—
	給水人口	183,338 人	11,043 人	—	2,336 人	—
簡易水道	給水戸数	48 戸	—	1,218 戸	768 戸	5,698 戸
	給水人口	132 人	—	2,774 人	1,940 人	16,388 人
専用水道	給水戸数	—	—	61 戸	173 戸	—
	給水人口	—	—	162 人	453 人	—

3) 湖沼水質保全法の指定地域、自然公園の流域

本圏域内の自然公園は、山陰海岸国立公園と西因幡県立自然公園、氷ノ山後山那岐山国定公園があります。本圏域は生活排水対策の推進により、自然公園の水環境保全に努める必要があります。



※出典：県資料「自然公園等区域図」

図 28 本組合内の自然公園

6. 生活排水処理施設 終末処理場ごとの概要（令和3年3月31日時点）

1) 公共下水道

公共下水道の施設概要は以下のとおりです。

鳥取市

施設名称	秋里下水終末処理場	千代水クリーンセンター
処理区	秋里処理区	千代水処理区※
所在地	鳥取市秋里 903	鳥取市晩稲 30
供用開始	昭和 43 年 11 月	平成 9 年 4 月
処理方式	標準活性汚泥法（高級処理）	標準活性汚泥法（高級処理）

※H29 年度に末恒処理区(公共下水道)を千代水処理区に統合。

施設名称	河原浄化センター
処理区	河原処理区
所在地	鳥取市河原町稲常 460
供用開始	平成 7 年 10 月
処理方式	オキシデーションディッチ法

岩美町

施設名称	大谷浄化センター	浦富浄化センター
処理区	大谷処理区	浦富処理区
所在地	岩美町大字大谷 2182 番地 459	岩美町大字牧谷 1982 番地 2
供用開始	平成 7 年 4 月	平成 16 年 3 月
処理方式	オキシデーションディッチ法	オキシデーションディッチ法

八頭町

施設名称	郡家浄化センター
処理区	郡家処理区
所在地	八頭町福本 180
供用開始	平成 7 年 4 月
処理方式	オキシデーションディッチ法

2) 特定環境保全公共下水道

特定環境保全公共下水道の施設概要は以下のとおりです。

鳥取市

施設名称	吉岡クリーンセンター	用瀬浄化センター
処理区	吉岡処理区	用瀬処理区
所在地	鳥取市良田 643-2116	鳥取市用瀬町鷹狩 612
供用開始	平成 8 年 4 月	平成 14 年 4 月
処理方式	高度処理オキシデーションディッチ法	オキシデーションディッチ法

施設名称	浜村浄化センター	鹿野浄化センター
処理区	浜村処理区※	鹿野処理区
所在地	鳥取市気高町浜村 216-4	鳥取市鹿野町鹿野 493-3
供用開始	平成 11 年 4 月	平成 8 年 4 月
処理方式	オキシデーションディッチ法	オキシデーションディッチ法

※H27 に酒津処理区(漁業集落排水施設)、
H28 に船磯処理区(漁業集落排水施設)を接続済

施設名称	今市浄化センター	青谷浄化センター
処理区	今市処理区	青谷処理区
所在地	鳥取市鹿野町寺内 122-3	鳥取市青谷町青谷 4964-1
供用開始	平成 15 年 4 月	平成 10 年 4 月
処理方式	オキシデーションディッチ法	オキシデーションディッチ法

若桜町

施設名称	若桜浄化センター	つく米浄化センター
処理区	若桜処理区	つく米処理区
所在地	若桜町大字赤松 806 番地	若桜町大字つく米 533 番地
供用開始	平成 10 年 4 月	平成 17 年 5 月
処理方式	高級処理オキシデーションディッチ法	高級処理 好気性ろ床法

智頭町

施設名称	智頭浄化センター
処理区	智頭処理区
所在地	智頭町大字市瀬 1611 番地 1
供用開始	平成 12 年 4 月
処理方式	オキシデーションディッチ法

八頭町

施設名称	丹比中央浄化センター
処理区	丹比中央処理区
所在地	八頭町徳丸 182
供用開始	平成 10 年 4 月
処理方式	プレハブ式オキシデーションディッチ法

3) 農業集落排水施設

農業集落排水施設の概要は以下のとおりです。

鳥取市

施設名称	津ノ井処理施設	三山口処理施設
処理区	津ノ井処理区	三山口処理区
所在地	鳥取市桂木	鳥取市三山口
供用開始	平成2年4月	平成4年1月
処理方式	嫌気性ろ床接触ばっ気方式	嫌気性ろ床接触ばっ気方式
施設名称	東郷処理施設	松保処理施設
処理区	東郷処理区	松保処理区
所在地	鳥取市北村	鳥取市高住
供用開始	平成5年4月	平成6年10月
処理方式	嫌気性ろ床接触ばっ気方式	膜分離活性汚泥方式
施設名称	里仁処理施設	福井処理施設
処理区	里仁処理区	福井処理区
所在地	鳥取市里仁	鳥取市福井
供用開始	平成7年7月	平成9年7月
処理方式	回分式活性汚泥方式	連続流入間欠ばっ気方式
施設名称	美穂処理施設	米里処理施設
処理区	美穂処理区	米里処理区
所在地	鳥取市服部	鳥取市久末
供用開始	平成10年7月	平成10年2月
処理方式	オキシデーショントイッチ法	嫌気性ろ床接触ばっ気方式
施設名称	豊実処理施設	本高処理施設
処理区	豊実処理区	本高処理区 [※]
所在地	鳥取市嶋	鳥取市本高
供用開始	平成10年5月	平成10年4月
処理方式	回分式活性汚泥方式	沈殿分離接触ばっ気方式

※R3 東郷処理施設(農業集落排水施設)に統合

施設名称	明豊処理施設	双六原処理施設
処理区	明豊処理区	双六原処理区
所在地	鳥取市下段	鳥取市双六原
供用開始	平成 11 年 6 月	平成 12 年 4 月
処理方式	回分式活性汚泥方式	沈殿分離接触ばっ気方式

施設名称	伏野処理施設	南東郷処理施設
処理区	伏野処理区	南東郷処理区※
所在地	鳥取市伏野	鳥取市中村
供用開始	平成 13 年 3 月	平成 13 年 6 月
処理方式	連続流入間欠ばっ気方式	沈殿分離接触ばっ気方式

※R3 東郷処理施設(農業集落排水施設)に統合

施設名称	蔵田馬場処理施設	小沢見処理施設
処理区	蔵田馬場処理区※	小沢見処理区
所在地	鳥取市数津	鳥取市小沢見
供用開始	平成 15 年 10 月	平成 16 年 1 月
処理方式	連続流入間欠ばっ気方式	連続流入間欠ばっ気方式

※H28 年度に国栄処理区(農業集落排水施設)を接続済

施設名称	大和神戸処理施設	河内処理施設
処理区	大和神戸処理区	河内処理区
所在地	鳥取市倭文	鳥取市河内
供用開始	平成 20 年 3 月	平成 20 年 3 月
処理方式	膜分離活性汚泥方式	硝化液循環活性汚泥方式

施設名称	国分寺処理施設	麻生処理施設
処理区	国分寺処理区	麻生処理区
所在地	鳥取市国府町中郷	鳥取市国府町美歎
供用開始	平成 12 年 4 月	平成 14 年 3 月
処理方式	回分式活性汚泥方式	回分式活性汚泥方式

施設名称	御陵処理施設	上地処理施設
処理区	御陵処理区	上地処理区
所在地	鳥取市国府町岡益	鳥取市国府町上地
供用開始	平成 16 年 3 月	平成 17 年 7 月
処理方式	連続流入間欠ばっ気方式	沈殿分離接触ばっ気方式

施設名称	山湯山処理施設	箭溪八重原処理施設
処理区	山湯山処理区	箭溪八重原処理区
所在地	鳥取市福部町湯山	鳥取市福部町箭溪
供用開始	平成 9 年 7 月	平成 11 年 5 月
処理方式	沈殿分離接触ばっ気方式	沈殿分離接触ばっ気方式

施設名称	福部南部処理施設	佐貫八日市処理施設
処理区	福部南部処理区	佐貫八日市処理区
所在地	鳥取市福部町栗谷	鳥取市河原町八日市
供用開始	平成 15 年 11 月	平成 7 年 9 月
処理方式	嫌気性ろ床接触ばっ気方式	嫌気性ろ床接触ばっ気方式

施設名称	西郷処理施設	水根処理施設
処理区	西郷処理区	水根処理区
所在地	鳥取市河原町天神原	鳥取市河原町佐貫
供用開始	平成 13 年 11 月	平成 16 年 7 月
処理方式	連続流入間欠ばっ気方式	嫌気性ろ床接触ばっ気方式

施設名称	釜口処理施設	家奥古用瀬処理施設
処理区	釜口処理区	家奥古用瀬処理区
所在地	鳥取市河原町釜口	鳥取市用瀬町古用瀬
供用開始	平成 17 年 7 月	平成 5 年 4 月
処理方式	嫌気性ろ床接触ばっ気方式	嫌気性ろ床接触ばっ気方式

施設名称	大村処理施設	社東処理施設
処理区	大村処理区	社東処理区
所在地	鳥取市用瀬町鷹狩	鳥取市用瀬町樟原
供用開始	平成 8 年 4 月	平成 9 年 5 月
処理方式	オキシデーショントリッチ法ほか	嫌気性ろ床接触ばっ気方式

施設名称	社中処理施設	尾際処理施設
処理区	社中処理区	尾際処理区
所在地	鳥取市用瀬町安蔵	鳥取市佐治町尾際
供用開始	平成 12 年 7 月	平成 6 年 3 月
処理方式	嫌気性ろ床接触ばっ気方式	沈殿分離接触ばっ気方式

施設名称	会下処理施設	土居処理施設
処理区	会下処理区	土居処理区
所在地	鳥取市気高町会下	鳥取市気高町土居
供用開始	平成 4 年 7 月	平成 5 年 7 月
処理方式	嫌気性ろ床接触ばっ気方式	嫌気性ろ床接触ばっ気方式

施設名称	逢坂南部処理施設	瑞穂処理施設
処理区	逢坂南部処理区	瑞穂処理区
所在地	鳥取市気高町山宮	鳥取市気高町下坂本
供用開始	平成 8 年 8 月	平成 9 年 7 月
処理方式	嫌気性ろ床接触ばっ気方式	嫌気性ろ床接触ばっ気方式

施設名称	水尻処理施設	逢坂北部処理施設
処理区	水尻処理区	逢坂北部処理区
所在地	鳥取市気高町奥沢見	鳥取市気高町高江
供用開始	平成 10 年 5 月	平成 11 年 5 月
処理方式	沈殿分離接触ばっ気方式	沈殿分離接触ばっ気方式

施設名称	宝木南部処理施設	宿処理施設
処理区	宝木南部処理区	宿処理区
所在地	鳥取市気高町常松	鳥取市気高町宿
供用開始	平成 13 年 5 月	平成 13 年 5 月
処理方式	連続流入間欠ばっ気方式	沈殿分離接触ばっ気方式

施設名称	岡井処理施設	法楽寺処理施設
処理区	岡井処理区	法楽寺処理区
所在地	鳥取市鹿野町岡木	鳥取市鹿野町鹿野
供用開始	昭和 63 年 7 月	平成 1 年 7 月
処理方式	嫌気性ろ床接触ばっ気方式	嫌気性ろ床接触ばっ気方式

施設名称	河内下条処理施設	来日処理施設
処理区	河内下条処理区	来日処理区
所在地	鳥取市鹿野町河内	鳥取市鹿野町鷲峰
供用開始	平成3年8月	平成4年9月
処理方式	嫌気性ろ床接触ばっ気方式	嫌気性ろ床接触ばっ気方式

施設名称	閉野処理施設	小畑処理施設
処理区	閉野処理区	小畑処理区
所在地	鳥取市鹿野町広木	鳥取市鹿野町水谷
供用開始	平成5年9月	平成6年9月
処理方式	嫌気性ろ床接触ばっ気方式	嫌気性ろ床接触ばっ気方式

施設名称	勝谷処理施設	末用処理施設
処理区	勝谷処理区	末用処理区
所在地	鳥取市鹿野町乙亥正	鳥取市鹿野町末用
供用開始	平成9年4月	平成13年5月
処理方式	嫌気性ろ床接触ばっ気方式	沈殿分離接触ばっ気方式

施設名称	小別所処理施設	河内上条処理施設
処理区	小別所処理区	河内上条処理区
所在地	鳥取市鹿野町小別所	鳥取市鹿野町河内
供用開始	平成13年7月	平成14年4月
処理方式	沈殿分離接触ばっ気方式	沈殿分離接触ばっ気方式

施設名称	蔵内処理施設	勝部処理施設
処理区	蔵内処理区	勝部処理区
所在地	鳥取市青谷町蔵内	鳥取市青谷町田原谷
供用開始	平成6年6月	平成11年4月
処理方式	沈殿分離接触ばっ気方式	嫌気性ろ床接触ばっ気方式

施設名称	日置処理施設	日置谷処理施設
処理区	日置処理区	日置谷処理区
所在地	鳥取市青谷町早牛	鳥取市青谷町奥崎
供用開始	平成11年4月	平成12年4月
処理方式	回分式活性汚泥方式	嫌気性ろ床接触ばっ気方式

施設名称	亀尻処理施設
処理区	亀尻処理区
所在地	鳥取市青谷町亀尻
供用開始	平成 13 年 4 月
処理方式	嫌気性ろ床接触ばっ気方式

岩美町

施設名称	長谷・白地浄化センター
処理区	長谷・白地処理区
所在地	岩美町大字長谷 1157 番地 2
供用開始	平成 14 年 1 月
処理方式	連続流入間欠ばっ気方式

若桜町

施設名称	池田中央地区浄化センター	吉川地浄化センター
処理区	池田中央地区	吉川地区
所在地	八頭郡若桜町大字岩屋堂	八頭郡若桜町大字吉川
供用開始	平成 13 年 6 月	平成 11 年 6 月
処理方式	嫌気濾床槽＋接触ばっ気	沈殿分離槽＋接触ばっ気

智頭町

施設名称	波多浄化センター	奥山形浄化センター
処理区	波多処理区	奥山形処理区
所在地	智頭町大字口波多 809 番地 2	智頭町大字芦津 1224 番地 2
供用開始	平成 9 年 4 月	平成 10 年 5 月
処理方式	JARUS-I 型	JARUS-III 型

施設名称	山形浄化センター	山郷浄化センター
処理区	山形処理区	山郷処理区
所在地	智頭町大字篠坂 120 番地 1	智頭町大字尾見 807 番地 2
供用開始	平成 11 年 8 月	平成 13 年 5 月
処理方式	オキシデーションディッチ法	JARUS-III 型

施設名称	南因浄化センター
処理区	南因処理区
所在地	智頭町大字木原 182 番地 2
供用開始	平成 17 年 4 月
処理方式	オキシデーションディッチ法

八頭町

施設名称	私都第 1 処理場	私都第 2 処理場
処理区	私都第 1 処理区	私都第 2 処理区
所在地	八頭町大坪 210-2	八頭町別府 173
供用開始	平成 14 年 4 月	平成 15 年 4 月
処理方式	オキシデーションディッチ法	オキシデーションディッチ法

施設名称	国中処理場	大御門処理場
処理区	国中処理区	大御門処理区
所在地	八頭町米岡 1056-3 他	八頭町西御門 389
供用開始	平成 12 年 4 月	平成 11 年 4 月
処理方式	オキシデーションディッチ法	JARUS-XI 型

施設名称	大伊処理場	船岡処理場
処理区	大伊処理区	船岡処理区
所在地	八頭町船岡殿 957	八頭町船岡 1866-1
供用開始	平成 12 年 10 月	平成 5 年 4 月
処理方式	オキシデーションディッチ法	オキシデーションディッチ法

施設名称	隼処理場	安部中央処理場
処理区	隼処理区	安部中央処理区
所在地	八頭町下濃 269	八頭町安井宿 1571-1
供用開始	平成 10 年 6 月	平成 9 年 9 月
処理方式	オキシデーションディッチ法	JARUS-III 型

施設名称	日下部処理場	八東中央処理場
処理区	日下部処理区	八東中央処理区
所在地	八頭町日下部 1682-2	八頭町横田 28-1
供用開始	平成 5 年 4 月	平成 10 年 7 月
処理方式	JARUS-V 型	JARUS-X I 型

施設名称	下徳丸処理場	日田処理場
処理区	下徳丸処理区	日田処理区
所在地	八頭町徳丸 1422-3	八頭町日田 534-1
供用開始	平成 10 年 5 月	平成 13 年 7 月
処理方式	JARUS- I 型	JARUS- I 型

施設名称	用呂処理場
処理区	用呂処理区
所在地	八頭町用呂 239
供用開始	平成 13 年 4 月
処理方式	JARUS- I 型

4) 漁業集落排水施設

漁業集落排水施設の概要は以下のとおりです。

鳥取市

施設名称	長和瀬処理施設
処理区	長和瀬処理区
所在地	鳥取市青谷町
供用開始	平成6年5月
処理方式	接触ばっ気方式

岩美町

施設名称	東浄化センター
処理区	東処理区
所在地	岩美町大字陸上21番地
供用開始	平成12年4月
処理方式	長時間ばっ気方式

5) 林業集落排水施設

林業集落排水施設の概要は以下のとおりです。

鳥取市

施設名称	鷲峰処理施設
処理区	鷲峰処理区
所在地	鳥取市鹿野町
供用開始	平成10年7月
処理方式	沈殿分離接触ばっ気方式